

御山守の仕事と 森林コントロール

芳賀和樹



林政史ブックレット — 尾張藩の林政と森林文化

1

御山守の仕事と森林コントロール

芳賀和樹

公益財団法人 徳川黎明会
徳川林政史研究所

はしがき

我が国は、国土の約三分の二が森林で占められている森林国である。これら森林は、木材をはじめとする林産物を供給するばかりではなく、水資源を蓄えたり土砂災害を防止したりする役割を担っている。さらに、近年は「地域おこし」として森林をレクリエーションの場として利用したり、森林の恵みを再認識する機会を設けたりするなど、我が国固有の「木」の文化を継承しながら、森林の新たな活用方法を模索する試みも見られている。

このような森林の役割や文化の継承を考えると、森林と人々が歩んできた歴史や、その中で人々が営んできた暮らしの様相を明らかにすることは、私たちにとって重要な議論の素材を提供してくれるだろう。当研究所では、これら森林と人々の歴史を明らかにすることを目的の一つとして、これまで全国各地の行政機関や史料保存機関、さらには山間地域の旧家に所蔵されている史料の整理・保存活動や、写真撮影による史料の収集を実施してきた。本シリーズではその成果として、平成三〇年度(二〇一八)より実施している内木哲朗氏所蔵文書の調査から明らかとなった江戸時代の森林管理のあり方や、地域に暮らす人々の生活の様相について紹介していきたい。

内木家は江戸時代に尾張藩の「御山守」を代々務めてきた家で、日記をはじめとする三万点におよぶ史料が、今なお同家には残されている。シリーズ一冊目となる本冊では、『御山守の仕事と森林コントロール』と題して、

内木家を取り組んできた森林の育成や管理の実践について具体的に解説する。樹木の成長には長い期間が必要であり、人々によって適切に手入れされることによって健全な森林は育成される。森林管理の最前線にいた内木家をはじめとする先人たちの知恵や努力によって、江戸時代の森林が健全に維持されてきたことを、本書を通じて感じ取っていただければ幸いである。

なお本シリーズの執筆は、当研究所の若手研究者や特任研究員をはじめ、これまで史料調査や教育普及活動にご協力いただいた研究者が中心となっている。末筆ながら執筆者各位とともに、調査等でいつも格別なご配慮を賜っている史料所蔵者の内木哲朗氏に感謝申し上げます。

令和二年三月

徳川林政史研究所

目次

はじめに……………1

1 内木家文書からみた御山守の仕事

- (1) 三浦山の「御境伐明ケ」……………8
- (2) 御山見廻りと盗伐の取り締まり……………16
- (3) 木曾材木方との書類のやりとり……………23
- (4) 御山守の仕事の広がり……………26

2 木口印入による森林コントロール

- (1) 尾張藩による枯損木・残材の活用……………32
- (2) 御改木口印入への関与……………36
- (3) 森林の観察とコントロール……………40

3 樹木の育成テストと種子・苗木の供給

- (1) スギ苗の育成テスト 48
- (2) ヒノキの育成テスト 51
- (3) 木曽材木方からの種子の注文 56
- (4) 種子の集め方とその苦勞 59

4 御山の利用と跡地での植林

- (1) マツの根株の掘り取りと「灯松」の利用 66
- (2) 低木の伐り払いと薪への利用 73
- (3) 御用材の伐採跡地への植林と山引苗 80

おわりに 84

参考文献 88

はじめに

(1) 江戸時代の村役人の名称で、村落運営の中心にあつた有力な村人。

(2)

内木家と地域の概要については、太田尚宏「尾張藩『御山守』の職域形成と記録類」(『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』一四号、二〇一八年)二六頁を参照。

(3)

寛保三年五月から同四年八月までの間は、付知村の田口忠太夫も御山守に任ぜられた。宝暦七年「丑年中御用状留」(徳川林政史研究所収集史料三八八(第一冊)、徳川林政史研究所蔵)。以下、徳川林政史研究所収集史料については「林」と表記し、所蔵の記載も省略する。

御山守の歴史をひもとく

内木哲朗家は、美濃国(濃州)恵那郡加子母村(現・岐阜県中津川市)を開いた、いわゆる「草分け百姓」の由緒をもち、元和元年(一六一五)に同村が尾張藩領となつてから一〇〇年余りの間、歴代にわたつて同村の庄屋をつとめた家です。享保一五年(二七三〇)からは、庄屋にかわつて「三浦・三ヶ村御山守」という藩の役職を代々つとめるようになりました。⁽²⁾

三浦・三ヶ村御山守とは、尾張藩のもとで、信濃国(信州)筑摩郡王滝村の三浦山(飛驒(飛州)・信濃・美濃の国境に位置)と、美濃国恵那郡加子母村・付知村・川上村(いずれも現・岐阜県中津川市)の山々を管理した役職です。⁽³⁾ 一口に山といっても、藩の直轄地や村人の所持地など、さまざまあつてややこしいのですが、御山守が主に管理したのは、「御山」「御林」と呼ばれる藩の直轄地でした。

後でくわしく述べるように、尾張藩は、江戸時代にあつた多くの藩のなかでも、とりわけ森林の保護・育成に力を入れた藩でした。しかし、名古屋にある藩庁から村々へ、単に「森林を守り育てるように」と命じるだけでは、なかなか効果はあが

らないでしょう。それが藩の直轄する御山であれば、なおさらです。御山は基本的に、御殿様の山^{おとのさま}ですから、御山を保護・育成しても、村人が直接利用できるわけではないからです。そこで藩は、森林政策に長けた役人を現地へ派遣するとともに、地域の山々の実情に詳しい有力な村人を役人などに取り立てて、実際の管理を任せました。ここで紹介する三浦・三ヶ村御山守は、後者の典型的な例といえます。

本書のタイトル「御山守の仕事と森林コントロール」は、こうした森林管理の最前線で活躍した御山守の姿を、古文書を読み解くことで活き活きと描き出し、御山守が尾張藩の森林^{もり}づくりに果たした役割を紹介したい、という気持ちを込めてつけたものです。

江戸時代と聞くと、はるか昔の話というイメージがあるかもしれませんが、長野県の本曾谷^{きそだに}地区や岐阜県の加子母地区でみることのできる樹齢三〇〇年以上の天然ヒノキ^④は、内木家の第一〇代当主・武益が、はじめて御山守に就任したところに芽吹いたものです。いうまでもなく、樹木の成長には、たいへん長い時間が必要です。

条件にもよりますが、ヒノキやスギが利用に適した太さにまで成長するのに、最低でも数十年はかかります。このように樹木の一生を考えると、江戸時代は、それほど昔の話ではありません。森林管理の最前線で活躍した御山守の姿を描き出すことで、現在の森林の状況を理解し、森林をめぐるさまざまな問題を解決するための手

(4)

中部森林管理局ウェブサイト (<https://www.rinyu.maff.go.jp/chubu/policy/business/sigoto/kiso-hinoki/hinoki01.html>)。二〇二〇年三月六日最終閲覧。

がかりを得ることができないのではないのでしょうか。

内木家の系譜

内木哲朗家ないきにのこる過去帳かこちようや位牌いはいから江戸時代の内木家の系譜を示すと、次のようになります。

- ① 武正(慶長) 三年(一五九八) 二月死去
- ② 武忠(正保) 元年(一六四四) 四月死去
- ③ 武慶(万治) 三年(一六六〇) 一〇月死去
- ④ 武温(寛文一〇年) (一六七〇) 七月死去
- ⑤ 武辰(延宝) 八年(一六八〇) 八月死去
- ⑥ 綱次(元禄) 七年(一六九四) 正月死去
- ⑦ 綱政(元禄) 六年(一六九三) 七月死去
- ⑧ 武勝(正徳) 三年(一七一三) 八月死去
- ⑨ 武成(正徳) 四年(一七一四) 一二月死去
- ⑩ 武益(宝暦) 四年(一七五四) 八月死去
- ⑪ 武久(安永) 四年(一七七五) 六月死去
- ⑫ 武信(寛政一一年) (一七九九) 四月死去

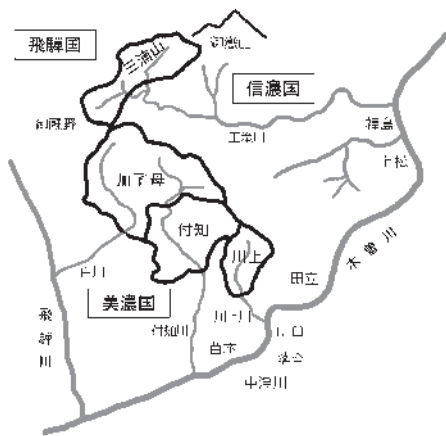


図1 三浦山と濃州三ヶ村
(太田尚宏氏作成)

地域の概要

本書の舞台となる濃州三ヶ村は、美濃国の東部にあって信濃

したがって、歴代当主とその跡継ぎたちは、当時の文書に「彦七」や「善右衛門」「善右」といった名前前で登場することになり、それだけでは誰を指しているのかわかりません。しかし、その文書が書かれた年代がわかれば、歴代当主の没年と照らし合わせることで、誰を指すのかを特定できます。本書では、混乱を避けるため、できる限り「武益」のように諱を記すことにします。

- ⑬ 武昭(武脇) 文政 二年(一八一九) 正月死去
 - ⑭ 武濃(清衛) 嘉永 二年(一八四九) 一月死去
 - ⑮ 武敬(善衛) 明治三年(一八八九) 二月死去
- このうち御山守をつとめたのは、第一〇代当主・武益から第一五代当主・武敬までの六代です。

内木家の歴代当主は、右の諱とは別に通称として彦七または彦七郎を名乗りました。当主が御山守に就任すると、その跡を継ぐ予定の男子は御山守見習に就任し、善右衛門または善左衛門を名乗るのがならわしでした。

(5)
実名(本名)のこと。

(6) 「濃州徇行記」(林一八四五(第一〇冊))。尾張藩士の樋口好古が、尾張藩領を巡回し、寛政四年から文政五年にかけて執筆した「郡村徇行記」全三十九巻のなかの美濃国の部分。

(7) 農業生産力を米の生産高に換算して表示したもの。一石は約一八〇リットル。

(8) 加子母村誌編纂委員会編『加子母村誌』(加子母村、一九七二年)一八四頁。

国と接し、北西から南東にかけて加子母村・付知村・川上村が位置しました。村域の大半を森林が占め、加子母村西部を流れる白川(加子母川)は飛驒川に注ぎ、加子母村東部と付知村を流れる付知川、および川上村を流れる川上川は木曾川に合流します。

江戸時代中期の地誌である「濃州徇行記」によると、三ヶ村は「良木」を産する地域で、耕地では米・麦・粟・稗・蕎麥・芋・大根・大豆・小豆などをつくり、ほかに楮や煙草を育てて、上有知(現・岐阜県美濃市)や岐阜(現・岐阜県岐阜市)、中川原(現・岐阜県高山市)へ売り出していました。また加子母村の一〇ある字のうち、もとも北に位置する小郷の村人は、しばしば山に入り、熊打を行っていました。熊打は、熊が穴のなかで冬眠している秋の彼岸から春の彼岸までの間に行われたといえます。

一七世紀半ばころの石高は、加子母村が約一二〇〇石、付知村が約四〇〇石、川上村が約二〇〇石となっていました。

もう一つの舞台である三浦山は、信濃国筑摩郡王滝村に属していましたが、信州側からは地形の都合から登山が難しく、加子母村の小郷から登山することが一般的でした。濃州側に住む内木家が、信州側の三浦山の管理を任された背景には、こうした登山ルートの問題があったと考えられます。

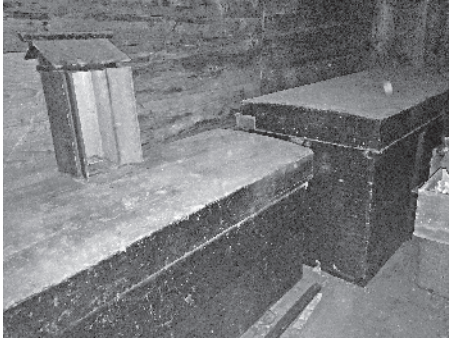


図2 内木家文書が入っていた長持
(内木哲朗家所蔵)

内木家に伝わる古文書・記録類

内木家の歴代当主がみずから記したり、他所から受け取ったりした古文書・記録類は、現在、①内木哲朗家、②公益財団法人徳川黎明会徳川林政史研究所、③中津川市加子母総合事務所、の三か所に保存されています。

①は、内木家文書の大半を占めるもので、総数は三万点以上におよびます。現在は、同家の土蔵で保管されています。

②は、尾張徳川家第一九代当主で木曾山の歴史を研究していた徳川義親氏が、大正一四年(一九二五)に内木家から譲渡されたものです。寄贈されたのは一二〇点ほどで、現在は「徳川林政史研究所収集史料」の一部として保管されています。

③は、旧加子母村役場の建物が郷土館として活用された際に、展示品として内木家から提供されたものと思われま。郷土館が閉鎖された後、加子母総合事務所に移され、現在は旧村役場文書とともに保管されています。

これらの内木家文書は、内容別にみると、おおむね、**①**加子母村庄屋文書、**②**三浦・三ヶ村御山守文書、**③**加子母村戸長文書、**④**内木家の家政・経営文書、の四種類に分けることができます。そのなかでも、圧

倒的多数を占めているのが、③三浦・三ヶ村御山守文書です。以下では、これらの文書を読み解きながら、森林管理の最前線で活躍した御山守の姿に迫りましょう。

1 内木家文書からみた御山守の仕事

(9)
尾張藩の林政については次

を参照。徳川義親「木曾山」私家版、一九一五年)。
所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年)。山本英二「木曾林業にみる享保改革の歴史的位置」(徳川林政史研究所『研究紀要』第二五号、一九九一年)。大崎晃「木曾山における森林保護と巢山・留山再考」(徳川林政史研究所『研究紀要』第四一号、二〇〇七年)。太田尚宏「森林政策から見た徳川三百年」(徳川林政史研究所編『徳川の歴史再発見 森林の江戸学』東京堂出版、二〇一一年)。

(1) 三浦山の「御境伐明ヶ」

木曾山と尾張藩の林政

江戸時代のはじめ、ヒノキなどの有用な針葉樹しんしょうじゆに恵まれた信州木曾地域しんしゅうきぞ一帯は、幕府の直轄領ばくくりやう(幕領・天領)とされ、建築用材をはじめとする幕府御用材ごようざいの主要な生産地のひとつでした。⁽⁹⁾ この木曾地域一帯が、徳川家康とくがわいえやすの九男義直よしなおがおさめる尾張藩の領地に組み込まれたのは、元和元年(一六一五)のことです。とはいえ幕府は、「材ざい木のぎ儀者ぎ、公儀御用ニ茂可相立旨被仰付之」と述べ、その後も材木生産の権利については、幕府の御林おはやし同然に保持し続けました。

また信州木曾地域一帯の編入と同時に、濃州のうしゅう恵那郡えなの加子母村・付知村・川上村かわえも尾張藩領に組み込まれました。この三か村は、まとめて「濃州三ヶ村」「裏木曾そ三ヶ村」と呼ばれ、同じ木曾山にあつても、信州側の「本木曾もときぞ」地域とは別のまとまりで把握されていました。

木曾山はヒノキなどの有用な針葉樹に恵まれていましたが、それでも江戸時代初

1 内木家文書からみた御山守の仕事

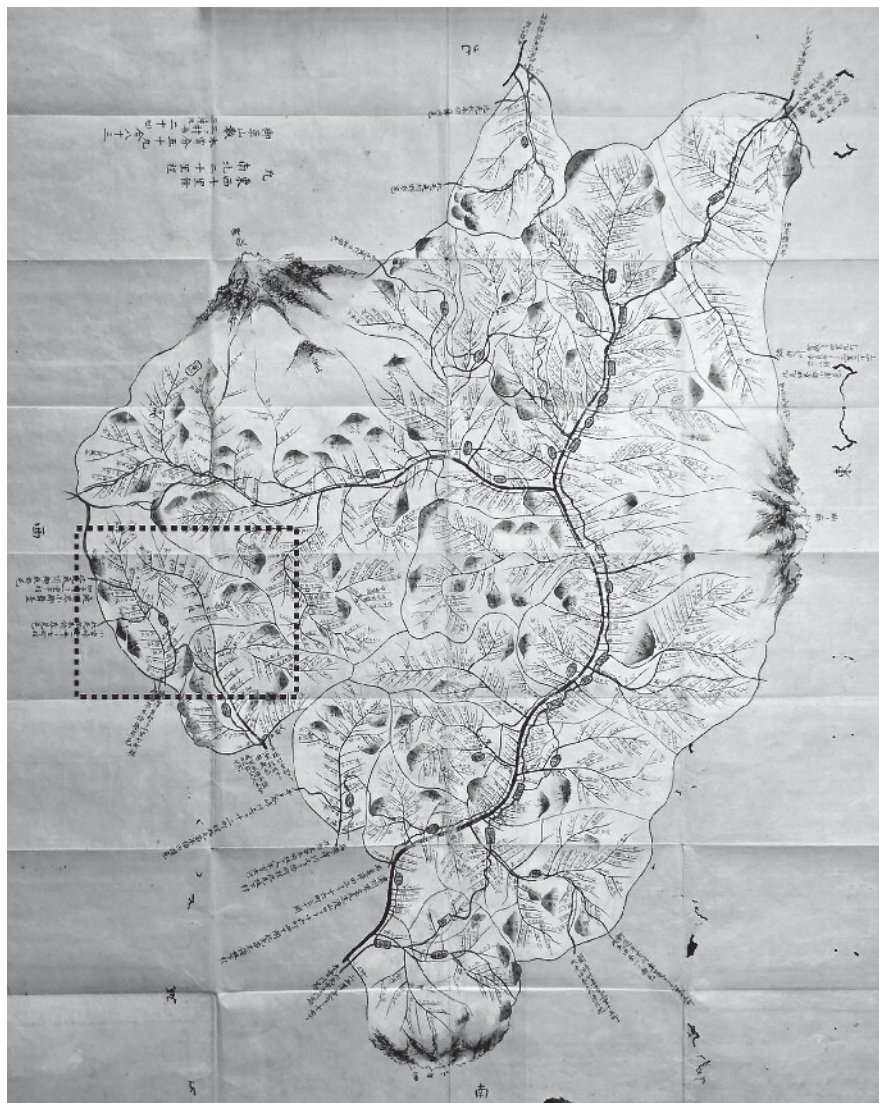


図3 木曾山を描いた絵図
〔「岐嶮摠山・三浦三ヶ村山略図」、徳川林政史研究所所蔵、破線は筆者による〕



図4 加子母村周辺の御巢山
 (「岐嶮摠山・三浦三ヶ村山略図」より図3の破線の部分を拡大、徳川林政史研究所所蔵) 山型に描かれているのが御巢山。

期における幕府・藩の大量伐採は大きな負荷となり、早くも寛永年間(一六二四～四四)には「尽山」と称されるほど荒廃が進んでしまいました。

このため寛文五年(一六六五)になると、藩は、①代官の山村甚兵衛に任せていた本木曾支配を藩の直轄に変更する、②ヒノキなどの有用な針葉樹が生育する山々を「御留山」に指定して伐採を全面的に禁止する、などの方策を取りました。これらの改革をまとめて、寛文の林政改革と呼びます。

ところで同藩は、御留山の指定よりも前から、幕府に献上する鷹狩用の鷹雛をつかまえる目的で「御巢山」を設定し、村人の立ち入りを禁止していました。御巢山の設定年代は、

(10)

濃州三ヶ村の山々は御国奉行の管轄だった。その後、享保一四年に木曾材木奉行の支配に移る。前掲所『近世林業史の研究』六〇八頁。

性格はやや異なるものの、豊臣蔵入地時代にまでさかのぼり、慶長五年(一六〇〇)頃と推定されています。こうした御留山・御巢山は藩直轄の禁伐林であり、村人が家作木(屋敷や小屋の建築材)や薪の伐り出しに利用できたのは、これらを除いた「明山」と呼ばれる山々でした。

ところが、寛文の林政改革後も森林の荒廃は止みませんでした。建築に土木工事に、と材木の需要は引き続き大きく、特権をもつ御用商人たちを中心に、これまで

(11)

木曾山は、徳川家康が関ヶ原の戦いに勝利し直轄化するまで豊臣氏の蔵入地(直轄地)だった。

(12)

貞享元年になると、御留山・御巢山の周圍に「鞆山」と呼ばれる禁伐林が設定された。

利用されてこなかった奥山おくやまにまで斧が入られるようになったのです。

こうした状況に対し、藩は、宝永年間(一七〇四―一)から享保年間(一七一六―三六)にかけて、①御留山を増設する、②三浦山・濃州三ヶ村の御巢山さやまに鞆山とめきを設ける、③ヒノキ・サワラ・コウヤマキ・アスビ(アスナロ)・ネズコの五種を「御停止木ごちぢき」に指定して伐採を禁止する、④クリやマツなどの伐採を制限した「留木とめき」制度をもうける、などの政策を打ち出しました。こうした一連の改革をまとめて、享保の林政改革と呼びます。

このうち御停止木の制度は厳しいもので、御留山・御巢山はもちろん、明山や村人の持山である百姓ひやくしやうひかえやし控林ひやくしやうひかえやし、村人の屋敷林やしきばやしでも伐ることは許されませんでした。ちなみに御停止木は、宝永五年の時点ではヒノキ・サワラ・コウヤマキ・アスビの木でしたが、享保一三年にはネズコが追加され、いわゆる「木曾五木ごぼく」が確定します。御停止木の濃州三ヶ村への適用は本木曾よりも少し遅れ、それぞれ宝永六年、享保一四年といわれています。

また留木制度は、享保五年から七年にかけてつくられました。御停止木が御用材となる有用樹種の確保をはかるものだったのに対し、留木は民間材の保護をはかるもので、藩の許可があれば村人が伐採・利用することができました。留木とされたのはクリ・マツ・ネズコでしたが、ネズコは同一三年に御停止木に組み入れられた

ことで、留木からは除かれました。

三浦山の国境問題

享保の林政改革は、市川甚左衛門という人物によって進められました。この市川は、宝永三年（一七〇六）に錦織在番から木曾山元詰となり、翌四年には上松奉行に就任しました。上松奉行は木曾山を所管する役職で、その後、元文五年（一七四〇）に木曾材木奉行へと名称を改めます。市川は、延享二年（一七四五）に岐阜奉行へ転出しますが、それまでの約四〇年間、一貫して木曾地域や濃州三ヶ村、七宗山など、藩内の森林管理を職務としました。⁽¹³⁾ いわば、森林政策のエキスパートです。

(13) 市川の来歴、飛驒国・信濃国の国境問題とその後 の確定作業については、前掲太田「尾張藩『御山守』の職域形成と記録類」六〇九頁を参照。

(14) 享保一三年「三浦御山最初申達之写」〔林四五三〕。

(15) 安政三年「由緒書（内木家）〔林四五四〕。

この市川が享保林政改革で取り組んだ課題のひとつに、飛驒国と信濃国の国境問題がありました。享保年間（一七一六～三六）には、飛州側から三浦山の峠を越えて信州側へ密かに入り込み、樹木を伐採する盗伐行為が増加していました。これを「切越」といいます。この「切越」の横行に対し、尾張藩では早急な対策が必要とされてきました。このあたりの経緯を、享保一三年「三浦御山最初申達之写」および安政三年「由緒書（内木家）」⁽¹⁵⁾ からみてみましょう。

まず市川は、濃州三ヶ村の庄屋たちに対し、三浦山の国境について調べ、「切越」への対策を講じるよう命じました。しかし、村の古老たちも国境については明確に

(16)
享保一三年「諸事覚書帳」
（内木家文書仮番号A一—
三、内木哲朗家所蔵）。以
下、内木哲朗家所蔵のもの
については「内木家文書」
とのみ記し、所蔵の記載を
省略する。

答えることができず、かつて国境の一部に打ち込まれていたという「境杭」の有無
さえはつきりとしえない状況でした。

こうしたなか、加子母村の庄屋を務めていた内木家第一〇代当主の内木武益は、
享保一三年、藩に対して国境やその付近の御山の見廻りを行うべきと進言し、さ
らに「御境立方御仕法」と称して、国境画定のための具体的な方法を提案しまし
た。これを受け入れた藩は、「水流尾通り」（分水嶺）を国境とするべく、飛騨国幕
領を管轄する高山代官所と交渉を重ねました。最終的に幕府側から許可を引き出す
ことに成功すると、さっそく藩は、実際の国境画定作業を武益へ命じました。

国境の確定

藩の命を受けた武益は、息子の武久、付知村・川上村の代表、そして加子母村小
郷の村人たちを引き連れ、国境の画定作業に着手しました。小郷の村人たちは、熊
打などの狩猟のため、三浦山に登ることが多く、山道や地形を熟知していたのです。

武益たちは、まず過去の「境杭」の有無を確認しつつ、尾根筋を下っていく雨水
の流れをよく観察し、国境となる分水嶺を見定めました。⁽¹⁶⁾ その結果は、「諸事覚
帳」などに記録され、近くの大きな石などには、調査した日付や名前が記されま
した。次に分水嶺となる尾根筋の部分の土を少し掘って、国境の線を明確にしま

(17)

享保一三年「三浦御山諸事
覚帳」(内木家文書B六二—
一一二)。

(18)
主君が家臣に与えた給与の
こと。

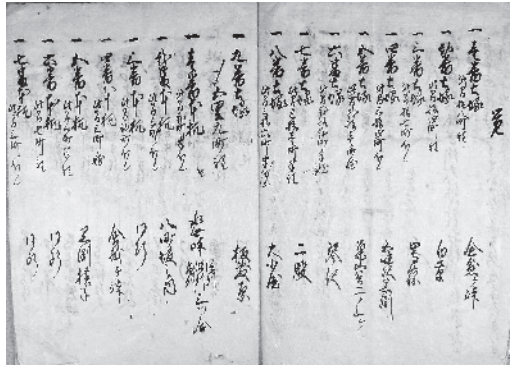


図5 三浦山の「境杭」と「土塚」
([三浦・三ヶ村御山御用留] より部分、
内木哲朗家所蔵)

した。その上で、国境の線の両側にある樹木や雑草を幅五尺(約一・五メートル)にわたって伐り払い、国境の線が樹木や草で隠れてしまうのを防ぎました。こうした一連の作業を「御境伐明ケ」と呼びます。

また享保一四年(一七二九)から同一六年の秋ごろにかけて、武益たちは国境線の主な場所に九つの「土塚」をつくり、その上にヒノキやヒメコマツ、モミなどを植えて目印にしました。

この間、同一五年五月、藩は武益を三浦・三ヶ村御山守に任じ、扶持五人分を与えています。あわせて、今後は市川甚左衛門の支配下に入ることが命じられました。

「御境伐明ケ」が恒例の仕事に

しかし、この「御境伐明ケ」は、当初、国境を確定するための臨時の作業、一時的な仕事だったので、これが完了してしまつと、三浦・三ヶ村御山守の存在意義が低下するおそれが出てきます。

そこで武益は、享保一六年(一七三一)一二月、市川へ長文の書状を提出し、「御境伐明ケ」を恒例の仕事として認めてもらえるよう訴えています。このときの書状では、①今回「御境伐明ケ」が完了

1 内木家文書からみた御山守の仕事

(19)
享保一五年「信州三浦御山諸事手鑑」(内木家文書B六二―二一―二二)。

(20)
享保一六年「三浦御山諸事御用留」(内木家文書B六二―二一―一五)。

(21)
享保一七年「三浦・三ヶ村御山諸事御用留」(内木家文書B六二―二一―一九)。

(22)
前掲享保一七年「三浦・三ヶ村御山諸事御用留」。

しても、放置するとすぐにササや雑草が生い茂り、国境がわからなくなってしまうこと、②数年に一度、大がかりな方法で「御境伐明ケ」を行うよりも、毎年定期的に行った方が効率的であること、③いまだに一部地域では「切越」のおそれがあること、などを理由として述べています。

これに対し、市川は翌一七年の正月、武益の提案を受けられるかたちで、「御境伐明ケ」を御山守の恒常的な仕事として認めています。⁽²¹⁾

また同一七年の八月には、藩内における三浦・三ヶ村御山守の処遇が決定しました。その際、御山守の主な仕事は、次のように定められました。

一、御山見廻りの儀、三浦山を第一ニ心得、三ヶ村山之儀八間々何ケ度茂見廻り三浦山於御境も繁々廻り可然、所々見計折々見廻り候様ニと御申付候旨、右ハ他領境等別而相廻、いづれ共御山メリ専一二相廻候様、委吟味勘弁之上被申渡、彦七儀も追々存寄等相達、猶又指図を請可相勤旨御申渡可有之候

これによると、御山守は三浦山の御山見廻りを第一とし、国境の取り締まりも頻繁に行うことになっていました。また濃州三ヶ村の御山についても度々見廻るようにとあります。そして、御山の保護に一心に取り組むよう命じられています。末尾には、武益の方でも思いついたことがあれば追々申し出て、指示を受けながら仕

(23)

①～⑦の仕事内容については、前掲太田「尾張藩『御山守』の職域形成と記録類」、太田尚宏「宝暦期における尾張藩の御材木仕出と『三浦・三ヶ村御山守』」(徳川林政史研究所『研究紀要』第五二号〔金鯢叢書〕第五四輯所収)、二〇一八年)、太田尚宏「『木曾五木』と濃州三ヶ村(徳川林政史研究所編『江戸時代の森林と地域社会』徳川林政史研究所、二〇一八年)を参考にした。

事にいそしむようと記されています。

このように三浦・三ヶ村御山守のもっとも基本的な仕事は、①三浦山の「御境伐明ケ」と御山見廻り、②濃州三ヶ村の御山見廻り、③盗伐の摘発と吟味、の三点に整理できます。このほか、④「御山見廻帳面」類などの書類の作成と木曾材木方への送付、⑤御山利用に関する願書の取り次ぎ、⑥三ヶ村の家作見分、⑦御改木口印入への立ち会いなども重要な仕事でした。以下、順番にみていきましょう。⁽²³⁾

(2) 御山見廻りと盗伐の取り締まり

三浦山の「御境伐明ケ」と御山見廻り

三浦山の「御境伐明ケ」と御山見廻りは、毎年三月から一〇月上旬にかけて行われました。一回の登山期間は一日ほどです。作業にあたっては、村から「御仕ひ人足」と呼ばれる人夫が五人集められました。彼らには、藩から人足賃と呼ばれる手当が支給されました。当初は、三ヶ村から公平に人足を出していましたが、遠距離の村から人足を出すのは負担と考えられたためか、のちに加子母村だけで人足を出すかたちに改められています。また一回の登山で集められた人足は、初期には五人でしたが、途中から三人へと変更されています。

なお御山見廻りには、①御山守および見習がみずから行うかたちのものと、②御

山守の代理が雪の中を登山し、国境などを確認するものの二種類がありました。このうち②の方は、特別に「雪中見廻り」と呼ばれています。この雪中見廻りで御山守の代理を務めたのは小郷の村人たちで、とくに享保年間（二七一六～三六〇）の国境画定作業に協力した由緒をもつ「切明頭」の家などが担当しました。小郷の村人たちが、雪中見廻りと称して、事前に国境を確認しておくことにより、御山守と見廻りが御山見廻りと「御境伐明ケ」をスムーズに進めることができるしくみになっていました。

御山守と見廻りによる「御境伐明ケ」では、一行は、上桑原にある内木家の屋敷から小郷へ向かい、そこから登山を開始しました。倉掛峠付近の小屋に拠点を構え、さらにそこから尾根沿いに点在する見廻り小屋を移動しながら、「御境伐明ケ」作業を進めました。また、この作業と並行して御山見廻りを行い、三浦山に盗伐などの異常がないかを調査しました。

ちなみに、三浦山はそれ全体が御留山となっており、そのうちの五か所には御巢山が設定されていました。つまり、三浦山は村人の利用が許されない禁伐林でした。こうした禁伐林を定期的に巡回することは、村人による盗伐を未然に防ぐことにつながったと思われます。

御山守は、「御仕ひ人足」たちに「御境伐明ケ」の作業を任せている間、「御境伐

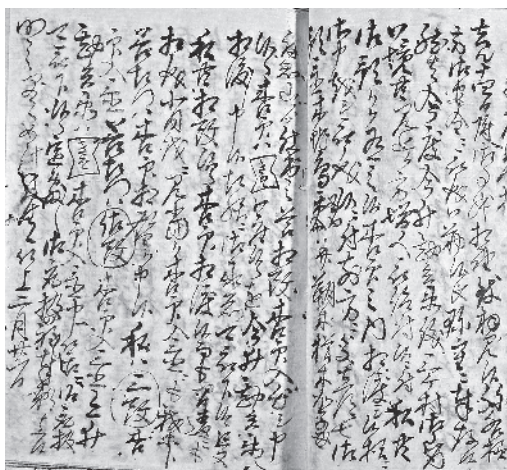


図6 木口印の印章
 (天明7年「未年御用状留」より部分、内
 木哲朗家所蔵)
 「きそ」「三改」「御改」の印章がみえる。

「口印」といいます。

木口印の印章には「三浦山」^{みうれ}「御改」^{おあらため}「三改」^{さんあらため}「きそ(木曾)」などの種類がありますが、このうち「三浦山」の刻印面をもつ木口印が、三浦山の巡回の際に使用された御境木口印と考えられます。三浦山の御山見廻りで国境付近をチェックした際、その証拠として付近にある目立つ樹木に印章が打刻されたのです。この「三浦山」の刻印面をもつ木口印の貴重な現物が、内木哲朗家に残されています(表紙写真を参照)。

明ヶ」を実施した証拠として、付近の大きな石などに日付と名前を書き記し、同時に周囲の森林の状態をチェックしながら、国境付近の樹木に木口印^{こくちん}を打刻^{だこく}しました。木口印は、ハンマー状の道具で、鑄鉄^{ちゆうてつ}の刻印面^{こくいんめん}に文字が刻^{きざ}まれており、これを樹木の表面に叩きつけるようにして印章^{いんしやう}を打刻^{だこく}するものです。また打刻された印章そのものも木口印と呼ばれ、木口印を打刻することを「木口印入^{いんいれ}」といいます。この木口印には、目的別にいくつかの種類があり、そのひとつが、三浦山の御山見廻りの際に国境付近の樹木に打刻したもので、これを「御境木

濃州三ヶ村の御山見廻り

加子母村・付知村・川上村の御山（御留山・御巢山）の見廻りは、三浦山の「御境伐明ヶ」と御山見廻りが済んだ後の一〇月下旬に行われました。見廻りにあたっては、村から「御仕ひ人足」が集められました。三浦山の場合とは異なり、各村の御山見廻りには、それぞれの村から人足を出すことになっていました。人数は、初期は五人でしたが、途中から三人へと変更されています。

濃州三ヶ村の御留山の場所については、江戸時代の文書に記述がないため、充分に明らかにできませんが、少なくとも加子母村の東部にあたる西股入の流域に設定されていたと考えられます。

一方の御巢山は、加子母村に七か所、付知村に八か所、川上村に四か所、合計一九か所設定されていました。

三ヶ村の御山見廻りの際には、「三改」の刻印面をもつ木口印が携帯されたようです。たとえば、宝暦五年（一七五五）「三浦并三ヶ村御山御用留」によると、二代目御山守の武久は、一〇月一三日に川上村の御山見廻りを行った際、盗伐の可能性がある不審な切株に「三改」木口印を打刻しています。

(24)

宝暦五年「三浦并三ヶ村御山御用留」(内木家文書B
六一―一九)。

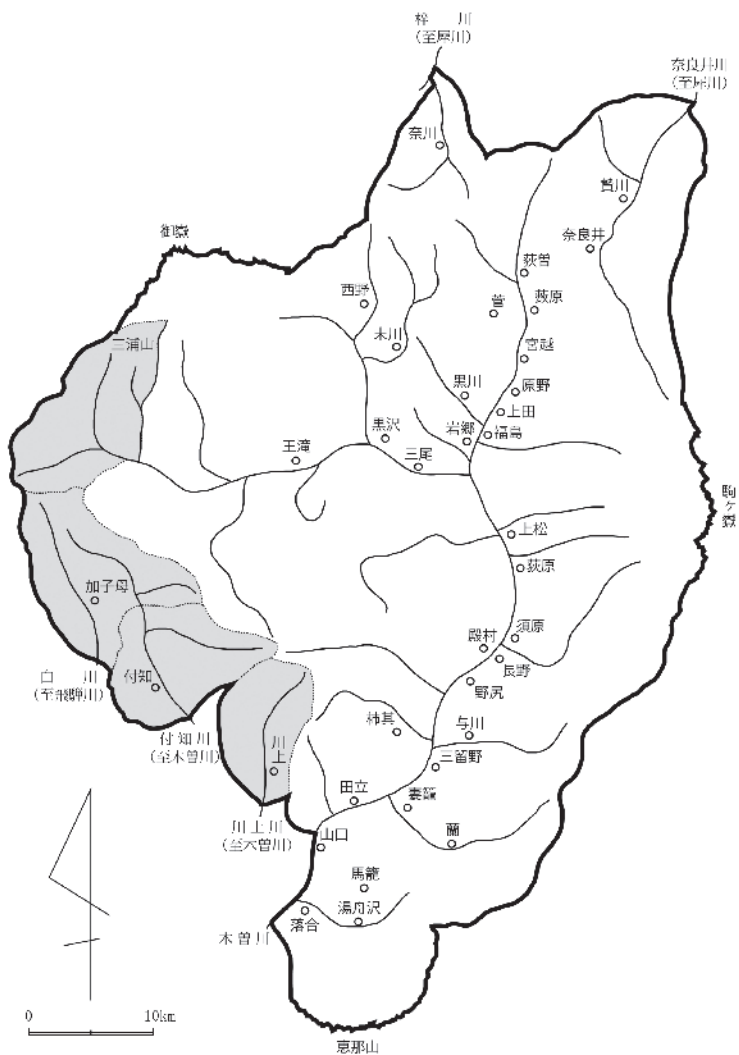


図7 木曾山の沢と宿・村

(図3をトレースして筆者作成、グレーの部分が生浦山・濃州三ヶ村)

1 内木家文書からみた御山守の仕事



図8 三浦山・濃州三ヶ村の沢と御巢山
(図3をトレースして筆者作成、図中の数字は附表の御巢山と対応する)

盗伐の摘発と吟味

三浦山みうれの御山見廻りおやまみまわりと、三ヶ村の御山見廻りぬすみぎりによって盗伐の痕跡こんせきが発見される
と、それを吟味するのも御山守おやまもりの仕事でした。盗伐のなかでも、「切越きりこし」「背そむき」「隠かくし木ぎ」の吟味は、御山守の責任に直結する重要な問題でした。「切越」は、先述のとおり、飛州ひしゅう側から御留山おとめやまである三浦山へ侵入し、盗伐におよぶ行為を指します。

「背」は、三ヶ村の村人が、御停止木ごちようじぼくの盗伐・皮剥かわはきにおよぶ行為で、「隠し木」は盗伐した樹木を、文字通り隠して保存しておく行為を指します。

三浦山で「切越」の痕跡が発見された場合、御山守は木曾材木方きそざいもくかたに対して書状を提出し、必要に応じて飛州の村との交渉・吟味を行い、詫び証文わびしょうぶんを提出させました。この「切越」の吟味は、とりわけ責任重大だったようで、二代目御山守の武久は、久しくなかった「切越」が発覚はっかくした際、日記に「久敷切越等無之無難ひさしくきりこしなどこれなくぶなんそうろうごころ二候処ふとどきなるきしゆつた、大こまり(25)」と記し、頭が痛いなげと嘆いています。

「背」や「隠し木」が発覚した場合には、御山守はその村の庄屋しょうやに吟味を指示し、「背」や「隠し木」におよんだ村人と庄屋から書類を提出させ、みずから作成した上申書へこれらを添えて名古屋の木曾材木方役所へ送りました。木曾材木方では、送られてきた書類を確認した上で、民政を担当する御国方役所おくにかたへ書類を転送し、御国方役所ではその村人を呼び出して処罰しよばつを言い渡しました。

(25)
(安永二年)「御山方御用
并諸事日記」(内木家文書
B五九―二―一四)。

(26)
宝暦一三年「御山方御用并
諸事日記」林一一三六。

この「背」に関する木曽材木方役所への報告について、御山守は一定の裁量権を有していたようです。たとえば宝暦一三年（二七六三）六月に発覚した付知村での「背」の一件では、同村の庄屋が武久のもとを訪れ、役所への報告は思いとどまっ
てほしいと願っています。⁽²⁶⁾これに対し武久は、今後「背」が起こらないようにと
村中に命じ、報告をひとまず取りやめています。このように、「背」の報告を内々
に取りやめることができたという点は、三ヶ村に対する御山守の權威を高めること
につながったといえそうです。

(3) 木曽材木方との書類のやりとり

「御山見廻帳面」類の作成・送付

毎年三月から一〇月にかけて三浦山と濃州三ヶ村の御山見廻りが行われると、
その年の十一月、御山守は御山見廻りにかかった日数と、引き連れて行った「御仕
ひ人足」などの人数の合計を、尾張藩の木曽材木方へ報告しました。このときに作
成された帳面は、次の三種類でした。

- ① 「御山見廻之節御仕人足帳」
- ② 「三浦御山御境雪中見廻帳」
- ③ 「三浦并三ヶ村御山見廻日数帳」

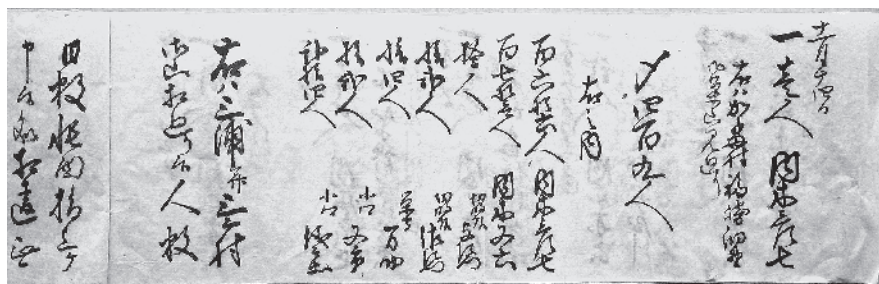


図9 御山見廻日数帳の記述
 「三浦井三ヶ村御山見廻日数帳」より部分、内木哲朗家所蔵

①は各村の庄屋^{しやうや}たちが、御山見廻りに出した人足について、日数や人数を御山守に報告したものです。②は小郷^{おご}の「切明頭^{きりあけがしら}」や「御巢守^{おすもり}」などの家が、「雪中見廻り」に要した日数や人足数などを御山守に報告したものです。そして、③は御山守の手元で作成されたもので、三浦山の「御境^{おさかい}伐明^{きりあ}ケ」と御山見廻り（雪中見廻りを含む）、濃州三ヶ村の御山見廻りのすべてについて、担当者や日数・人数がまとめられています。御山守は、みずから作成した③に①と②を添えて、名古屋の木曾材木方役所へ提出しました。

これらの帳面類は、各村の「御仕ひ人足」に対して与えられる人足賃と、御山守およびその代理を務めた小郷の村人に対して与えられる雑用金^{ざつようきん}の支出の根拠とされ、木曾材木方から藩の財政を担当する勘定方^{かんじょうかた}へ回覧され、確認されました。その後、人足賃は勘定方^{こおりかた}↓郡方^{だいかんしよ}↓代官所^{だい官所}↓村というルートで支払われ、雑用金は木曾材木方の管轄だったため勘定方^{かんじょうかた}↓木曾材木方↓御山守（↓小郷の村人）というルートで支払われました。

御用状と御用状留

ところで、木曾山^{きそ}の管理や御用材^{ごようざい}の伐り出しを担当した木曾材木方^{きそざいむかた}の役所は、名古屋と木曾の上松^{あけまつ}の二か所にありました。名古屋には木曾材木方^{きそざいむかた}の

トップである木曾材木奉行や、内詰手代うちづめてだいと呼ばれる役人たちが常駐じょうちゆうしており、上松には本メ手代もとじめでだいなどの役人が勤務していました。また地域の山々の事情に詳しい者が山手代やまてだいや御山守などに命じられ、森林管理や御用材生産の監督かんてくといった実務を担当しました。

名古屋や上松の役所から加子母村の御山守に出された仕事上の書状すなわち御用状ごようじょうは、宿場しゆくばから宿場へと、さながらリレーのバトンパスのように送り継がれました。中山道なかやまのちどうの落合宿おちあひじゆくまで届けられた御用状は、その後、村から村へと同じように送り継がれ、加子母村かしもの内木家まで届けられたのです。

御用状は、基本的に「板挟みいたはさみ」といって、二枚の板で挟んで紐ひもで固定した状態で送り継がれました。また筆や紙、金銭を一緒に送る場合には、「御用箱ごようばこ」と呼ばれる箱も使われました。

内木家文書のうち御山守文書の大部分は、こうした御用状です。歴代の御山守は、到着した御用状を年ごとに袋に入れてまとめ、整理・保管していたようです。また御山守は、御用状を受け取ると、その内容を、やはり年ごとに「御用状留ごようじょうとどめ」と呼ばれる帳面に書き写して管理していました。コピー機などない当時、日々送られてくる御用状の内容を書き写すだけでも、相当な時間がかかったことでしょう。さらに、この「御用状留」には、御山守から木曾材木方へ宛てられた書状の内容も控ええ

られていました。このように「御用状留」を作成しておくことで、過去の木曾材木方との書類のやりとりを、すぐに参照することができ、仕事を効率的に進めることができたのです。

(4) 御山守の仕事の広がり

御山利用に関する願書の取り次ぎ

御山守の仕事は、これだけではありません。村人から提出された御山の利用に関する願書を、名古屋の木曾材木方役所へ取り次ぐことも、御山守の仕事のひとつでした。

そもそも御山における御用材の伐り出し〔御材木仕出し〕には、大きく分けて二つの種類がありました。一つ目は、木曾材木方があらかじめ対象となる山々とおおよその伐採量を決めて行う場合で、藩営事業とでもいうべき方式です。この方式では、山ごとに伐採を請け負う「すまがしら 柚頭」が募集されました。(27) 柚頭は、一か村に一軒ほどの割合で置かれていたと考えられます。請け負いを希望する柚頭は、入札によって決定され、落札した柚頭すなわち請負人は、とくに「うけがしら 受頭」と呼ばれました。二つ目は、柚頭の方から木曾材木方へ御用材の伐り出しを行いたいと願い出て、それが認められた場合です。いずれにしても、御用材の生産を行うことになった柚頭は、伐

(27)

柚頭のほか王滝村の庄屋も入札に応じていた。大崎晃「木曾山庄屋の村外本伐請負と柚日用の出持」徳川林政史研究所『研究紀要』第 四三号、二〇〇九年を参照。

(28)

前掲太田「木曾五木」と
濃州三ヶ村」五頁。

採・加工に長けた柚や木挽、材木の運送を担当する日用と呼ばれる人びとを雇い入れて登山し、材木を生産しました。このように柚頭が入札に参加する際や、御用材の伐り出しを願う際の願書を木曾材木方に取り次いだのが御山守でした。

ちなみに、幕末の状況になりますが、万延元年（一八六〇）の加子母村の家数は五〇七軒、人数は二七八四人（男一四五〇人・女一三三四人）でした。このうち山仕事に関わる人数は四〇〇人となっており、その内訳は柚・日用があわせて三二五人、木挽が四〇人、屋根板師が三五人となっていました。屋根板をつくる屋根板師を除いても、村の男性の約二五パーセントが、御用材の生産に関わることで生計を立てていたと考えられます。

このほか、蠅取りなどに使われた鳥糞を生産するため、村人が御山の樹木を伐って皮剥を行う場合などでも、御山守は村人から願書を提出させました。

また御山守の仕事は、単に願書を木曾材木方へ送るだけではありませんでした。願書を受け取った御山守は、柚頭や一般の村人たちが利用を願い出た場所を事前に視察し、利用させても問題ない場合に限り、支障はないという書状を添えて、木曾材木方役所へ送付したのです。このように、村人が御山を利用しようとする場合には、まず御山守のチェックを受け、木曾材木方に対し、問題ないという口添えをしてもらう必要がありました。これもまた、三ヶ村における御山守の権威を高めるこ

とにつながったと考えられます。

三ヶ村の家作見分

寛保三年（一七四三）には、御山守の仕事として、新たに三ヶ村の「家作見分」が加わりました。家作見分とは、村人が屋敷や小屋を建てる際に、御停止木の使用の有無を検査するもので、間接的に盗伐行為を取り締まるためのルールといえます。このルールは、藩側から指示されたものではなく、御山守の側から提案され、採用されたものと考えられます。

具体的には、まず屋敷や小屋を建てようとする際、その村の庄屋は「家作願書」と呼ばれる願書を御山守へ提出しなければなりません。この家作願書は、御停止木を一切使わないことを誓約し、建築の許可を願いだした文書です。重要なのは、この家作願書に対し、認可を与える権限をもっていたのが御山守だということです。村から提出された家作願書は、御山守から木曾材木方へと送達されるものの、木曾材木方ではそれを確認するだけで、実際に建築を認めるか否かは御山守が判断していたのです。御山守は、常に三ヶ村内の屋敷・小屋の建築に目を光らせており、もし無届けの建築工事があった場合には、実際に工事の停止を命じることができました。

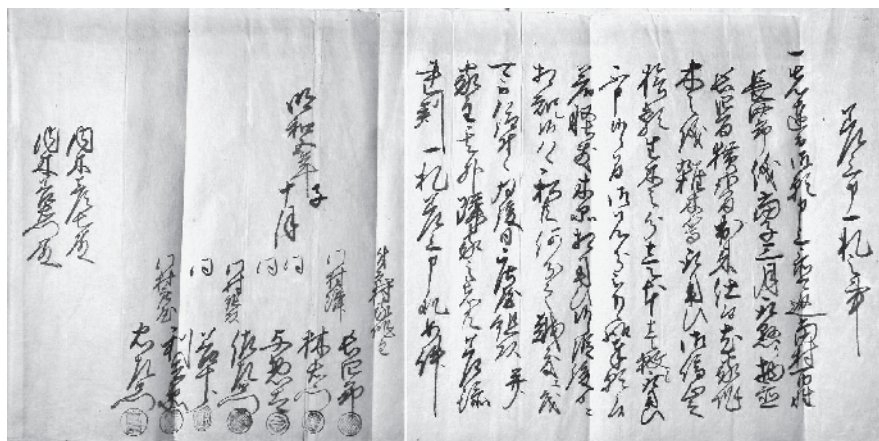


図10 家作連判一札(内木哲朗家所蔵)

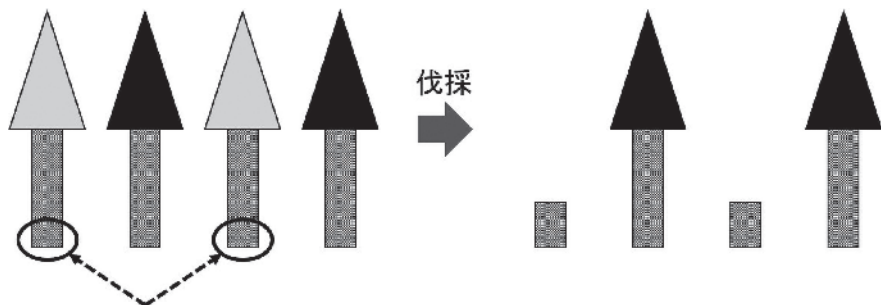
こうして屋敷や小屋の建築が完了すると、御山守は実際にそれを検査し、御停止木の使用の有無を確認することになります。ただし、明和四年(二七六七)からは、御山守の進言により、検査の前に「家作連判一札」と呼ばれる書類を御山守へ提出することが、村に義務づけられるようになりました。この家作連判一札は、御停止木を使っていないことを屋敷や小屋を建てた者が誓約し、これを隣の家の者や庄屋たちが連名で保証するという書類です。つまり御山守は、御停止木が使われていないかを村人相互にチェックさせるしくみをつくることで、ルール違反を未然に防ごうとしたのです。

こうした家作見分の仕事は、結果的に、御山守が御停止木というルールを監督する立場にあることを、日常的に印象づける効果をもたらしたといえそうです。

御改木口印入への立ち会い

先述のとおり、木口印には目的別にいくつかの種類があり、そのひとつが御用材の伐り出しの際に打刻された「御改木口印」です。

三浦山の御境木口印入が御山守の仕事だったのに対し、御改木



根木口印を打刻

図11 根木口印のしくみ(筆者作成)

口印入は、宝暦年間(一七五一〜六四)まで山手代が一手に担当していました。山手代とは、木曾材木奉行のもとで御用材の伐り出しの監督などにあつた役職です。山手代が御改木口印入に用いた木口印の刻印面は長方形だつたようで、文書には「短冊」木口印という名称で登場します。

ところが、宝暦五年ころから、この御改木口印入をめぐって御山守と山手代が激しく対立するようになり、結果的に同七年〜九年には、御改木口印入に御山守が立ち会い、山手代が打刻する「短冊」木口印のとなりに「三改」木口印を打刻するようになります。

右の経緯や意味については後で詳しく述べるので、ここでは御改木口印入のしくみについて解説しておきましょう。御改木口印は、目的や打刻するタイミングによって、さらに根木口印・株木口印・跡木口印の三つに分類できます。これらの名称や分類は、当時の役人にとつてもややこしかったようで、しばしば混乱して用いられていますが、おおよそ先のような分類が可能です。根木口印は元木口印、跡木口印は末木口印と呼ばれることもあります。

御用材の伐り出しに先立ち、伐採すべき樹木などを選定する作業を、「木種見分」と呼びます。この木種見分で、選んだ樹木の根元に打刻され

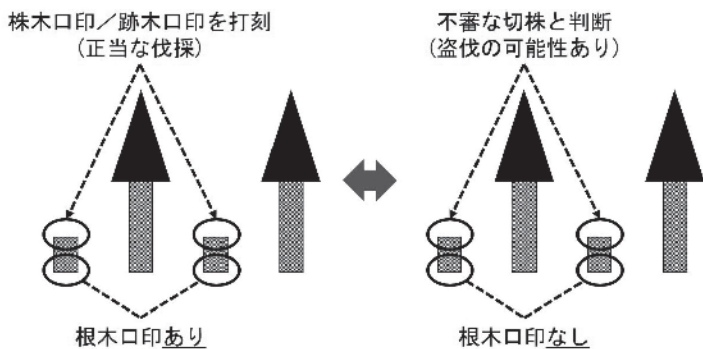


図12 株木口印・跡木口印のしくみ(筆者作成)

たのが根木口印です。そして、御用材の伐り出しを行うすまがしら杣頭は、根木口印のある樹木のみを伐採する決まりになっていました。

御用材の伐り出しの際、尾張藩領では、根元から上の部分を三〜六尺(約九〇〜一八〇センチメートル)ほど残して伐採することが一般的でした。この残りの部分を「株木」といいます。伐り出しが終わったら、根木口印の有無を確認しながら、株木の切断面に株木口印を打刻します。こうすることで、根木口印のある株木は正当に伐採されたもので、根木口印のない株木は盗伐ぬすみぎりの可能性があると判断されるということができるしくみです。

株木からさらに小材しょうざいを生産した残りの部分を、この地域では「末木すえき」といえます。杣さまや日用ひようじようが下山した後、最終確認のため、根木口印・株木口印の有無を確認しながら、株木・末木の切断面に打刻したものが跡木口印でした。なお経費削減・時間短縮のためか、跡木口印入は、株木口印入と兼ねて行われることがありました。この場合は、二回でチェック終了です。

このように打刻された木口印は、森林を適切に利用・管理するための重要な目印だったのでした。

2 木口印入による森林コントロール

(1) 尾張藩による枯損木・残材の活用

枯損木・残材への注目

(2) 木口印入による森林コントロール」の記述は、前掲太田『木曾五木』と濃州三ヶ村、前掲太田『宝暦期における尾張藩の御材木仕出と』三浦・三ヶ村御山守」を参考にした。

七三と享保年間(二七一六～三六)の二度にわたって林政改革を行い、森林の保護・育成に努めました。この享保の林政改革は、御用材生産の方針にも、ある変化をもたらしました。それは、枯損木や残材の積極的な利用による「良木」の温存です。

森林のなかには、成長不良やなんらかの理由で疵ができて枯れてしまったり、強風・積雪・土砂崩れ・洪水などで折れたり押し流されたりした樹木が数多くありました。また、クマなどの野生動物によって皮が剥がされ、樹液が多くて柔らかい内側の部分がかじられた樹木もみられました。これらは、江戸時代には「悪木」「疵木」「立枯」「風折」「根返り」「押し出し」「熊剝」などと呼ばれていました。ここでは、これらを総称して枯損木と呼んでおきましょう。さらに、御用材などを伐り出した跡地には、根に近い部分(株木)「末木」や枝葉が大量に残されました。これらを残

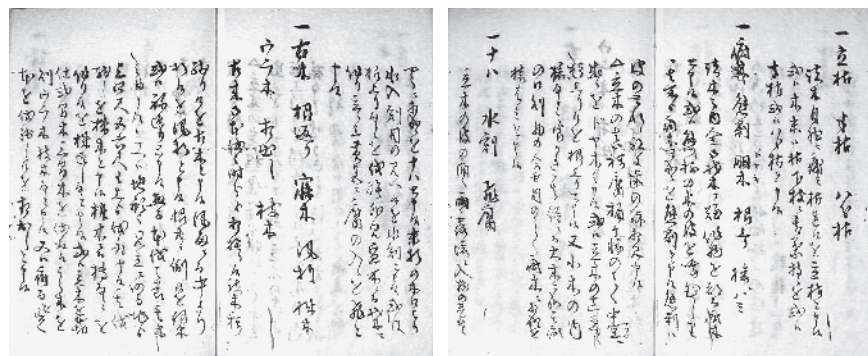


図13 枯損木の種類(「木曾山雑話」より部分、徳川林政史研究所蔵)

材と呼んでおきます。

これらの枯損木や残材は、大材は無理でも中小材の生産なら可能な資源です。しかし、そのまま放置すれば、腐朽が進むなどして中小材の生産すら不可能になり、それどころか「良木」の成長の妨げにもなってしまいます。そこで藩は、享保の林政改革をきっかけにして、枯損木や残材を積極的に活用し、健全に成長している「良木」を可能な限り温存するとともに、次世代の森林を育てるための環境整備をはかるようになります。

この点をもう少し説明するためには、「天然更新」「人工更新」について解説する必要がありますでしょう。江戸時代の木曾山における森林の育成は、基本的に天然更新に依拠していました。天然更新とは、天然の力、つまり樹木のもつ繁殖機能によって次世代の森林が育ちはじめ、森林の世代が交代することを指します³⁰⁾。たとえば、樹木から種子が飛んで地面に落ち、そこから出た芽が育ちはじめる、というのは天然更新の一種です。これに対し、植林や直播(種子を直接地面へ播く)、直挿(枝の一部を切り取って直接地面へ挿す)などの人為的な方法を使って、次世代の森林が育ちはじめるよう導く場合を人工更新と呼びます。そして、天然更新によってできた森林を「天然林」といい、人工更新によってできた森林を「人工林」といい

(31)
若くて小さい木のこと。

(32)
前掲中部森林管理局ウエブ
サイトを参照。

ます。ただし、天然林のなかでも、伐採や天然更新を補助する作業などの人為を加えることにより、天然更新を促した森林は「天然生林」と呼ばれ、天然林と区別される場合があります。

以上のことを念頭に置き、話を枯損木の活用に戻しましょう。枯損木を活用するということは、森林に生育する多くの立木のなかから、そういった立木を選び出し、さながら農作物を間引くように、抜き伐り(択伐)を行うことです。抜き伐りを行うことで、森林の内部に空間ができ、太陽の光が地面にまで届きやすくなり、芽吹いたばかりの稚樹の成長を助けることができます。木曾山を代表する樹種であるヒノキを例にとると、ヒノキの稚樹は明るいところを好み、成長にはたくさん陽光が必要になりますが、一方でヒノキ林の内部は暗いため、種子が地面に落ちても発芽・成長することは困難です。享保の林政改革をきっかけに、尾張藩領で進められた枯損木の活用は、ヒノキの天然更新を補助することにつながり、森林の世代交代、いわば森林の若返りに一役買ったと考えられます。

このように一八世紀の木曾山では、基本的に天然更新に依拠しつつも、枯損木の抜き伐りという人為的な干渉を加えることによって、森林の若返りがはかられたのです。こうした状況は、乱伐と伐採の抑制が繰り返された一七世紀の状況とは一線を画すものといえます。このような意味で、一八世紀の木曾山では、天然林から人

為的にコントロールされた天然生林への移行が進んだと考えられます。

限りある資源の活用

枯損木こそんぼくを用いて御用材ごようざいの伐り出しを行う場合には、当然のことながら、まず枯損木を選び出し、その根元ねもとに伐採許可の証である根木口印ねこぐちいんを打刻だくする必要があります。この作業は、宝暦年間（七五―六四）まで山手代やまでだいが一手に担当していました。

柚頭すまがしら（受頭うけがしら）が柚すまや日用ひようを引き連れて御用材の伐り出しに取りかかる際には、この根木口印を目印にして伐採します。伐採の際には、地面より三〜六尺（約九〇〜一八〇センチメートル）ほど上の部分で樹木を伐り倒しました。そのため、御用材の伐採跡地には、樹木の根元に近い部分が点々と残されることとなります。この部分は株木かぶきと呼ばれ、御用材の伐り出しを請け負った受頭によって、続けて板樽いたくづという小型の材木に加工され、藩に納品されました。

ところが、株木の活用は、これで終わりではありません。株木から板樽をとった残りの部分は末木すえきと呼ばれ、根ごと掘り起こされて、薪たきぎなどに使われました。この末木は、柚頭ではなく庄屋しょうやを通じて村人に払い下げられることになっており、希望する村人が入札に応じ、請け負うしくみになっていました。この入札に参加する際の願書の取り次ぎも、御山守おやまもりの仕事でした。ちなみに末木の掘り起こしは、農作業

が一段落した秋から冬にかけて行われるのが一般的でした。

このように尾張藩では、御用材の伐り出し後も、残された部分から板搏や薪などが取り出され、限りある資源の徹底活用が目指されたのです。

(2) 御改木口印入への関与

御改木口印入の機能不全

木曾山と一口にいつても、その範囲は広大です。枯損木を活用した御用材の伐り出しは、信州側の本木曾地域から順繰りに進められたとみられ、それが濃州三ヶ村の山々、いわゆる裏木曾地域で盛んになるのは、宝暦年間（一七五〇～六四）から明和年間（一七六四～七二）にかけてのことでした。枯損木を使った御用材の伐り出しは、御巢山や御留山などで行われました。御巢山は原則として禁伐区域になっていましたが、木曾材木方の監督下で行われる御用材の伐り出しは、その例外でした。

こうしたなか、宝暦五年から七年にかけて、濃州三ヶ村の御巢山で行われた御用材の伐採跡地を舞台に、御山守と山手代の紛争が勃発します。この紛争は、同五年一〇月、二代目御山守の武久が、川上村の御山見廻りの最中、長坂御巢山における御用材の伐採跡地を調査したことに端を發します。

申達候口上之覚

(33)
前掲宝暦五年「三浦并三ヶ
村御山御用留」。

私儀、当十月川上御山見廻相勤候節、加子母村助左衛門組御受合仕出
シ候長坂御巢山御切跡見分仕候処、切株・切末二木口印無御座株共相
見候付、心付キ相改候処、木口印無御座切株百三拾式數御座候付、
私御預り罷有候三改木口印入置申候(中略)、仍之私儀加子母村へ
罷帰候節、助左衛門呼出、右切株之儀相尋候処、去年御請合仕出シ候
枇杷島橋御材木本切仕候節ハ、根木口印請不申本切仕候、当年分ハ
根木口印請候而本切仕候儀ニ御座候(中略)、御材木も首尾能仕出候
儀ニ御座候間、此上御勘弁仕呉候様ニと申聞候、以後若枇木御本切
等被仰付候御儀ニ御座候ハ、間違等無御座様被仰付可然様奉存
候間、右之趣申達候、以上

(宝暦五年)
十二月十日

内木彦七
(武久)

寺 兵左衛門様

日 兵次郎様⁽³³⁾

これよると、加子母村の柚頭助左衛門は、川上村の長坂御巢山で御用材の伐り
出しを請け負いました。武久が、この跡地を一〇月に検査したところ、株木口印・
跡木口印のない切株が多数あることが発覚し、その数は一三二におよぶことがわか
りました。武久は、これらの不審な切株に、携帯していた「三改」木口印をとり

(34)
前掲宝曆五年「三浦并三ヶ
村御山御用留」。

あえず打刻し、加子母村に帰ってから、当事者である助左衛門を呼び出し、最近の御改木口印入の状況を尋ねました。すると、前年における別の御用材生産では、根木口印の打刻を一切受けずに伐り出しが行われたことが明らかになりました。これを受けた武久は、今後、枯損木を用いて御用材の伐り出しを行う際には、このような間違いが起らないよう手配すべきだと木曾材木奉行の寺町兵左衛門・日下部兵次郎へ訴えています。

武久が株木口印・跡木口印の有無を問題視した理由は、それが無い場合、山手代が根木口印の有無を確認する作業を怠った可能性があるからでしょう。事実、このとき武久は、根木口印と跡木口印がない切株を二つ発見しています。⁽³⁴⁾ 根木口印がないこの二本の木は、許可なく伐採されたおそれがあります。しかも、この切株は、御停止木であるサワラとアスヒでした。そもそも、根木口印入さえ徹底されていないという状況は、非常に憂慮すべき事態といえるでしょう。根木口印は、伐採すべき樹木を選定する際に打刻するものですから、それが無いということは、「良木」が無制限に伐採された可能性まで出てきます。これは、枯損木を活用し、可能な限り「良木」を温存するという藩の方針にも関わる重要な問題です。このように宝暦年間には、濃州三ヶ村の御巢山で枯損木を用いた御用材の伐り出しが盛んに行われるようになったものの、肝心の御改木口印入という制度は充分に機能していなかつ

た様子がみてとれます。

山手代と御山守の対立

その後、武久は、山手代による御改木口印入に疑念を抱いていたようで、三ヶ村の御山見廻りの際には御用材の伐採跡地を丹念に取り調べていました。そうしたなか、宝暦六年（二七五六）九月から一〇月にかけて、加子母村の御山見廻りをした武久は、御留山である西股入の御用材伐採跡地で、御改木口印が適切に打刻されていない不審な切株を発見します⁽³⁵⁾。その数は多く、二〇〇〇を超えていました。

報告を受けた名古屋の木曾材木奉行は、部下である本メ手代に対し、この問題が山手代の落度なのか、それとも受頭である王滝村清兵衛の無断伐採なのかを取り調べて報告するよう命じました。

これを受けた本メ手代たちは、同年閏一二月、山手代・受頭の双方に事情を聞いたうえで、山手代はルールにのっとって適切に御改木口印を打刻したこと、受頭も所定の手続きを踏まえて伐採したこと、の二点を確認し、いずれも不正はなかったと結論づけています。それにもかかわらず、御改木口印が適切に打刻されていない切株が大量に発見された理由については、雨や雪の影響により木が膨らんだことで、打刻された刻印が消えて見えなくなってしまったという山手代らの言い分が採

(35) 宝暦六年「三浦井三ヶ村御山見廻日数帳（内木家文書B五八一三一―一四）。

(36) 宝暦六年「西股入切株木口印之儀ニ付口上書写」(内木家文書B五八一三一)。

(37) 宝暦七年「丑年中御用状留」(林三八八(第一冊))。

(38) 前掲宝暦七年「丑年中御用状留」。

用されました。⁽³⁶⁾

こうした山手代の言い分に納得がいかなかったのか、翌七年四月、武久は御改木口印が適切に打刻されていない不審な切株の数を細かく書き上げ、当事者である山手代に送り付けて、直接、疑念をぶつけています。⁽³⁷⁾

この武久と山手代との間に勃発した紛争は、結局、同年五月に木曾材木奉行が武久の主張に一定の配慮をみせることで決着しました。⁽³⁸⁾ それは濃州三ヶ村の山々での御用材生産について、山手代が一手に担当してきた御改木口印入のうち、株木口印入・跡木口印入に限り、御山守が立ち会うことを認めるというものでした。これにより、以後の株木口印入・跡木口印入では、山手代が「短冊」木口印を打刻したとなりに、御山守が「三改」木口印を打刻するようになりました。

このように宝暦七年には、山手代による株木口印入・跡木口印入に立ち会う権限が御山守に与えられました。これにより、御山守は、枯損木などを用いた御用材の伐り出しに、ある程度関与することが可能になったのです。

(3) 森林の観察とコントロール

熊洞御巢山での御用材の伐り出し

ただし、この時点では、御山守が根木口印入に立ち会うことは認められていませ

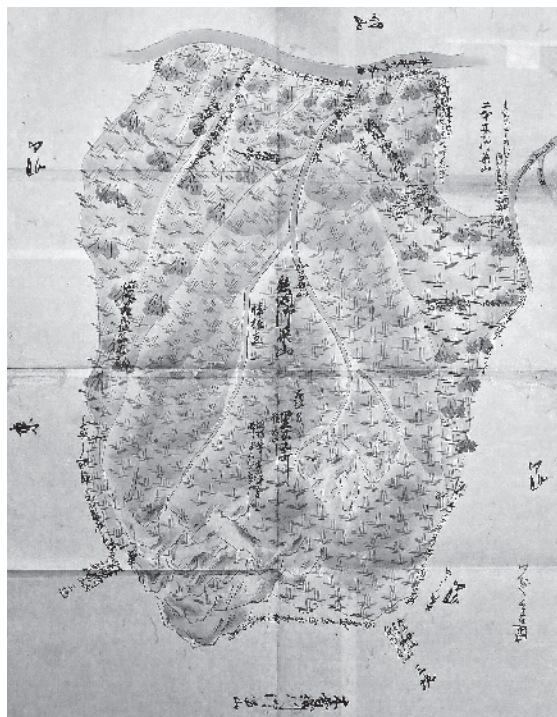


図14 熊洞御巢山
（「加子母山熊洞御巢山扣」、徳川林政史研究所蔵）

「榿・桧立」とあるので、サワラとヒノキが生育していることがわかる。まわりの「新圃」（鞆山のここと）にはサワラ・ヒノキのほか、モミ、雑木が生育している。

ん。御改木口印のなかでも根木口印を打刻する作業は、伐採すべき樹木と残すべき樹木を選択するという意味で、「良木」の温存という観点から特に重要でした。ところが、宝暦年間（一七五一〜六四）における御用材の伐り出しの際に、山手代による枯損木の選定にミスが発覚し、根木口印入の体制が見直されることになりました。宝暦八年六月、加子母村の熊洞御巢山で枯損木を利用した板樽生産がはじまりました。受頭として藩から生産を請け負ったのは、加子母村の助左衛門・利左衛門親

(39) 前掲宝曆七年「丑年中御用
状留」。

(40) 宝曆八年「寅年中御用状
留」(林三八八(第二册))。

子でした。この時点では、根木口印入は山手代の仕事なので、信州側から派遣されてきた山手代大嶋源六が枯損木の選定と根木口印の打刻を行ったとみられます。⁽³⁹⁾ところが、生産が進むにつれて、選ばれた枯損木の状態が想像以上に悪く、このままでは当初予定していた生産量を満たせないことがわかってきました。⁽⁴⁰⁾そこで、不足分を補うために、枯損木を追加で選定する作業が必要になりました。濃州三ヶ村の御山に詳しくない山手代では、御用材生産用の枯損木をスムーズに選定することは難しかったことがうかがえます。

こうした枯損木の選定をめぐる混乱を重くみた武久は、同年七月四日、次のような提案を木曾材木奉行の目下部兵次郎にしています。

三ヶ村御山内并御巢山二而松類疵木御本切被仰付候節ハ、当年迄も右御山本二相勤候山手代今根木口印入本切為仕来り候、仍之御材木出來、木場出し候上二而、右切株・末木・打出し等去年今跡木口印私立合被仰付、御役所短冊御木口印并私御預り罷有候三改木口印、右両木口印入置申儀二御座候、広キ御山内之儀二御座候へハ、山手代老人二而ハ難行届儀も可有御座候様ニ奉存候、此已後若松類本切被仰付候御儀二御座候ハ、根木口印之節立合等被仰付候而ハ如何可有御座候半哉奉伺候⁽⁴¹⁾

(41) 前掲宝曆八年「寅年中御用
状留」。

(42) 前掲宝暦八年「寅年中御用
状留」。

(43) 宝暦八年「三浦并三ヶ村御
山御用留」(内木家文書B
六一—一一一)。

これによると、三ヶ村の御山おやまでヒノキ類の枯損木を伐採する際には、これまで山手代が伐採する木を選んで根元ねもとに根木口印を打刻し、伐採後には切株へ跡木口印あとこぐちいんを打刻してきました。前年より武久が跡木口印入に立ち会うようになってからは、山手代の「短冊」木口印と御山守の「三改」木口印の両方を打刻するようになりました。しかし、広い御山を山手代一人で担当するのでは行き届かない部分も出てくるので、今後、ヒノキ類を伐採する際には、根木口印入についても御山守が立ち会うようにしてはどうか、と進言しています。

これに対し日下部は、木曾材木方の内部で相談のうえ、八月一六日、武久へ「般はんはやまてだいへ般者山手代江其元被立合、致本切可然木品之分相談之上相極、ねこぐちいんのぎ根木口印之儀、やま山手代・其元そこのちよりようこぐちいん両木口印入候、さ筈候間、可被得其意候」と命じています。つまり、今回に限り、山手代と御山守が相談しながら伐採すべき木を選び出し、山手代と御山守の両者がそれぞれ根木口印を打刻するよう決定したので承知するように、という内容です。

この決定を受け、武久と大嶋は、九月より追加で伐採すべき木の選定作業に入りました。疵きずができ内部が腐って「うろ」と呼ばれる空洞ができた枯損木を一本ずつ確認し、角材や丸太に加工できる比較的状态の良いものを除いて、残った悪木の根元に根木口印を打刻していきま(43)した。

(44)
前掲宝暦八年「寅年中御用
状留」。

(45)
宝暦九年「卯年中御用状
留」(内木家文書B五八一八
—五)。

(46)
(宝暦八年)正月二五日「申
達候口上之覚」(御巢山同様
に仰せ付けらるべき場所
等につき)(内木家文書B
五八一四—一三)。

追加の選定作業が終了した一〇月、武久は奉行の寺町兵左衛門へ報告書を提出していません。⁽⁴⁴⁾このなかで武久は、熊洞御巢山にあるヒノキ・サワラの大木は、いずれも「疵木」^{きずき}になっており、その数は五〇〇本におよぶこと、隣の二本木御巢山にもサワラの「大疵木」^{おほきずき}が一三〇本ほどあること、これらの木は「疵木」とはいえ、まだ板搏などの生産に活用できる状態にあるが、年月の経過につれてどんどん腐ってしまうので早めに利用した方が良いこと、などを書き添えています。

武久は、追加の選定作業をスムーズに進めたことや、こうした報告・進言を通じて、木曽材木方から大きな信頼を得たようです。翌九年五月、武久は三ヶ村の御山における御用材の伐り出し全般について、今後も山手代による根木口入に立ち会うよう命じられました。⁽⁴⁵⁾木曽材木方は、三ヶ村の御山を熟知し、枯損木の状態を見極めることに長けていた武久に期待を寄せていたのです。

御山守による森林の観察とコントロール

御山守が山手代による枯損木の選定と根木口印入に立ち会い、みずからも根木口印として「三改」^{さんあらため}木口印を打刻するようになったことは、森林管理の面で大きな意味をもっています。枯損木の選定と根木口印の打刻という作業は、御山守に三ヶ村の御山の状況を丹念に観察させることにつながったといえるでしょう。日頃から

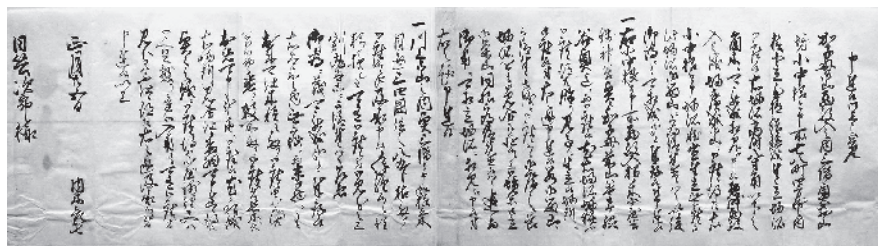


図15 武久の森林管理の考え方がわかる書状
 (「申達候口上之覚」より部分、内木哲朗家所蔵)

枯損木の存在に目を光らせておき、御用材の伐り出しの際には、取り除くべき樹木と残すべき樹木を適切に選択することによって健全な森林を育成させること、いわば森林のコントロールが、新しい御山守の仕事として追加されたのです。

実は森林をコントロールするという発想そのものは、武久が以前からもっていたものでした。宝暦八年(一七五八)正月、武久は奉行の目下部に一通の書状を差し出しています(図15)。この書状には、主に次の二点が記されていました。

- ・ 加子母村の西股入にある小中根という場所は、ヒノキの若木が数多く生育しており、成長もひときわ優れているので(余り見事ニ生立候場所)、禁伐林として保護した方が良い。

- ・ 川上村の奥三階という場所は、ヒノキの大木に恵まれていたが、その多くは枯れてしまっている。これらは年月の経過につれてどんどん腐ってしまいうし、搬出ルートも難所が多いので、それほど大きくない材木に加工して搬出し、早めに利用してしまった方が良い。

このように武久は、元々、枯損木を積極的に活用して森林の若返りをはかり、一方の「良木」は可能な限り保護して温存すべき、という姿勢をとっていました。そうであればこそ、武久は、山手代による枯損木選定Ⅱ根木口印入の杜撰さに業を煮やしたのだと思われれます。御山見廻りによって日頃から大量の枯損木の存在

を把握していた武久は、根木口印入の権限をもたないばかりに、まだ活用の余地ある枯損木をいたずらに腐らせてしまっている状況をみて、忸怩たる思いをもつていたのではないでしようか。

一七世紀に森林荒廃が進んだ尾張藩では、森林を回復させるため、寛文の林政改革によつて伐採を抑制する方針を打ち出しました。しかし、伐採の抑制だけでは健全な森林を育てることはできません。そこで藩は、享保の林政改革をきっかけに、御用材の伐り出しに枯損木などを活用することで、「良木」を温存するとともに、次世代の森林を育てるための環境整備をはかるようになりました。そうしたなかで、森林の状況を熟知した御山守が主導権を握り、森林の植生をコントロールする体制が創り出されたのです。

より積極的な森林コントロールへ

こうした状況と前後する時期から、尾張藩ではスギやヒノキ、クリなどの人工更新にも力が入られるようになりました。この動きをさらに加速させたのは、宝暦一四年（一七六四）にはじまる幕府勘定奉行石谷清昌による「差杉差松」事業の展開です。これは「差杉差松仕様」という植林方法が記された触書を全国の幕領に布達し、幕府の御林でスギ・ヒノキの育成を試みたものです。この方法は、スギや

(47)
 田原昇「長崎奉行兼帯勘定奉行石谷清昌による差木事業」(徳川林政史研究所『研究紀要』第三九号、二〇〇五年)五五―七七頁。

(48)
 田原昇「山村甚兵衛家による木曾山林支配の様相」(徳川林政史研究所『研究紀要』第四一号、二〇〇七年)一〇―一二頁。

(49)
 前掲徳川林政史研究所編『徳川の歴史再発見 森林の江戸学』二〇五―二〇九頁。

ヒノキから伐り取った枝の一部を、直接地面に挿して(直挿)、森林を仕立てるもの⁽⁴⁷⁾でした。こうした「差杉差松」事業が、幕府の御林同然と認識されていた木曾山にまで波及した結果、尾張藩でも一八世紀後半以降、スギやヒノキなどの植林事業が活発になったと考えられています。たとえば湯舟沢村は、木曾材木奉行の指示を受け、明和五年(一七六八)から安永元年(一七七二)にかけて、スギの苗木二四〇〇本以上を植え付けています⁽⁴⁸⁾。

植林の方法は「差杉差松」とは異なり、苗木を植え付けるものでしたが、いずれにしても、この時期の尾張藩では、苗木の植え付けによって、より積極的に森林が育成されるようになり、しだいに森林に対するコントロールの度合いが強まってきました。天然更新⁽⁴⁹⁾に対し、植林などの人工的な方法で次世代の森林を育てようとする人工更新には、目的に合わせて希望する樹種を育てることができるという利点がありました⁽⁴⁹⁾。

こうした動きは、濃州⁽⁴⁹⁾三ヶ村でも同様でした。スギやヒノキ、クリなどの人工更新の推進に重要な役割を果たしたのは、やはり御山守⁽⁴⁹⁾でした。これにともない、御山守の仕事内容は、ますます多様なものになっていきます。以下では、その様子をみていきましょう。

3 樹木の育成テストと種子・苗木の供給

(1) スギ苗の育成テスト

苗木を育てる

二代目御山守の武久は、宝暦年間（二七五一〜六四）から明和年間（二七六四〜七二）にかけて、スギの苗木を試験的に育成しています。

苗木の植え付けによって人工的に森林を育てようとする場合には、当然のことながら、何をおいてもまず品質の良い苗木を調達することが肝心です。苗木の品質が悪ければ、たとえ大量の苗木を植え付けたとしても、すぐに枯れてしまうか、十分な成果は得られません。

一般的に苗木は、調達の仕方などによって、いくつかの種類に分けられます。一つは苗畑をもうけて種子をまき、手入れをしながら育てたもので、これを実生苗と呼びます。また、山のなかに生えている稚樹を掘り取って苗木として使う場合、これを山引苗と呼びます。

武久によるスギの実生苗の育成テストは、木曾材木方の指示を受けて行われました

た。木曽材木方が武久に出した指示の内容は、宝暦一〇年「辰年中御用状留」の次の記事から読み取ることができます。

兼而申談 候 杉之実、取らせ指越し候、蒔付之時節ハ来春雪消候ハ、二月末頃相応之場所ニ可被蒔付候、少々しめり有之候 土地可被宜候、下地土を随分細ニ扱、杉種蒔付、種之あらわれざる様ニ上二さやぬか或ハ鋸屑ニ而も少々ふりかけ可被置候、右ハた、きあかり候へハ生難物ニ候間、た、きのあからざる様ニさやぬか等少々ふりかけ申儀ニ相見候、右之通 宜場所ニ苗居ヘニいたし、壹式尺程ニ生立候時分、所々江植付可然候、猶又其節可被相伺候、先々苗居ニ可被致置候、依之申入候、以上

（宝暦一〇年）
十一月十二日

名なし

内木彦七殿
（武久）
（50）

宝暦一〇年「辰年中御用状留」林三八八（第三冊）。元々の御用状には署名がなかったようで、武久は御用状留に書き写す際、「名なし」と書き添えている。

これによると、木曽材木方は、信州側で取り集めたスギの種子を武久に送り、翌年二月末ころになったらその種子を苗畑へ播くよう命じました。具体的な方法については、①湿気のある土地を選び、土をよく耕してから種子を播くこと、②雨で種子が土から叩き出されるのを防ぐため、上から糞殻や鋸屑をふりかけること、と記されています。やがて芽が出て、高さ一〜二尺（約三〇〜六〇センチメートル）ほどになるまで成長したら、植え付け可能であるとも書かれています。ちなみにこの御用

状は、スギの種子が入った紙袋と一緒に御用箱におさめられ、二月一五日に武久の手元に到着しました。

テストの結果と武久の探究心

武久によるスギ苗の育成テストは、少なくとも明和四年（一七六七）まで続けられました。武久によるスギ苗の育成テストは、少なくとも明和四年（一七六七）まで続けられました。明和五年「子年中御用状留書」に収録されている正月二五日付の御用状によると、「付知・加子母二而ハおいたたず不立」とあり、付知村・加子母村におけるスギ苗の育成は失敗に終わりました。そこで、木曾材木奉行の目下部兵次郎・倉林藤右衛門は武久に対し、今度は川上村に場所を変え、試しに土の肥えた畑を借用してスギの種子を播くようにせよ、と命じています。

右の指示を受けた武久は、翌二月一日、実際に川上村で苗畑の候補地を調査しました。候補地となったのは、庄屋である権兵衛の土地です。調査の結果、その場所はあまりに山の近くだったため、苗畑には適さないという結論に達し、代わりに権兵衛が麦を育てていた別の畑に苗畑をつくることになりました。このとき武久は、村人三人を指揮して麦をほかの畑に移し、縦四間半×横七間（縦約八・一メートル×横二一・六メートル）の苗畑を整備しています。面積は約一〇〇平方メートルでし

(51)

明和五年「子年中御用状留書」林三八八（第八冊）。

(52)

(昭和五年)〔御山方御用并
諸事日記〕〔内木家文書B
五九—五—一〇〕。

た。その後、土を耕^{たがや}して肥料をほどこし、スギの種子をまいて、そのうえから鋤^{おがくず}屑などをふりかけ、作業は完了です。ところが武久は、種子を苗畑にすべてまかず、手元に少し残しておきました。そして、その残りの種子を試しに付近の草原へまいたのです。⁽⁵²⁾

このように武久は、木曾材木方の指示を受けながら、濃州^{のうしゅう}三ヶ村でスギ苗の育成テストを行いました。指示のあった畑に加え、独自の判断で草原へも種子をまいている点からは、武久の強い探究心の一端がうかがえます。ところがテストの結果は思わしくなく、付知村・加子母村ではスギ実生^{みしょうなえ}苗は育ちませんでした。最後に紹介した川上村でのテスト結果は、文書に記されていないのでわかりません。しかし、その後の木曾材木方の動きを観察しても、スギ実生苗の育成に積極的な姿勢は認められません。このことから、川上村でのテスト結果も、おそらく良好な結果ではなかったものと思われまます。

(2) ヒノキの育成テスト

直播を試す

同じころ、武久はスギ苗の育成と並行して、ヒノキの直播^{じかまき}テストにも力を入れています。直播とは、種子^{しゆし}を直接山中などへまき、発芽^{はつが}を待つ方法です。直播は植林

と同様、条件を満たせば目的に沿った樹種を育てることができます。一方、植林にくらべて、種子を播くだけの簡単な方法なので、成功するか失敗するかは自然環境に左右されやすくなりますが、必要な労働力は少なくて済みます。

このヒノキの育成テストも、スギ苗の場合と同じく、木曽材木方の指示を受けて行われました。

うかがいたてまつりそうろうごうじようのおほま
奉 伺 候 口上之覚

去冬被仰付候 檢実蒔付候 時節 并 蒔付候 土地 宜場所見立申達 候
様ニと被仰付候 処、早春ハ御山内雪深く漸消除候 頃分所々疵木御本切
木口印立合場所多ク御座 候 付、今以場所見分不仕候、然処去夏福崎御
巢山内ニ蒔付候 檢実如何仕 候 哉一円生不申候、仍之去秋為取置 候
ひのき 今一応試之為福崎・細野 両御巢山御切切二蒔付候 而ハ如何可有御座
候 半哉、尤当时村方農事ニ罷成 候 付、六月江至蒔付候 様ニ仕度
奉 存 候 (中略)

(宝暦一〇年)
四月廿四日

内木彦七
(武久)

日 兵次郎様
寄 清太夫様

これによると、宝暦九年(一七五九)の冬、木曽材木奉行の目下部兵次郎・寄田清

(53)
前掲宝暦一〇年「辰年中御用状留」。目上の人に宛てた書状では、宛名の苗字が省略されて頭の一字のみ記されることがある。

太夫は、武久にヒノキの種子を山中へ直播するよう命じ、それに先立って適切な時期・場所を見定めるよう求めました。

右の指示を受けた武久は、翌一〇年、早春より「疵木」への木口印入の立ち会いに忙殺され、まだ具体的な場所の確認はできていないがと前置きしつつ、福崎御巢山・細野御巢山へ直播してはどうかと提案しています。実は武久は、前年の夏にもヒノキの種子の直播を福崎御巢山で試しましたが、その結果はすべて失敗という残念なものでした。それを同じ福崎御巢山でもう一度テストし、さらに場所を変えて近くの細野御巢山でも試してみるという武久の提案からは、直播が成功する条件を細かく探っていくこうとする姿勢がみとれます。たとえ同じ場所であっても、条件次第では、芽を出し成長することがあるかもしれません。おりしも福崎御巢山・細野御巢山は、御用材の伐り出しを行ったばかりでした。テスト場所として福崎御巢山・細野御巢山が選ばれたもうひとつの理由は、伐採した森林を早く回復させたかったためと思われる。

直播を行う時期については、武久がこの書状を記した四月下旬はちょうど農繁期だったため、六月になったら作業に着手したいと述べています。農繁期を避けたのは、作業要員として、村人を徴発しやすくするためと考えられます。

夏まきから春まき・秋まきへ

こうしたヒノキの種子の直播じかまきテストは、宝暦年間（一七五一〜六四）から天明年間（二七八一〜八九）まで断続的に行われたようです。

たとえば天明年正月二日、木曾材木方の酒井重平さかいじゆうへい次は、三代目御山守おやまもりの武信むぎのぶに書状を送り、上松あげまつの木曾材木方役所からヒノキ類の種子を届けるので、「右種みぎたねのうちすこ之内少シ御残おのこシ置おき、秋蒔あきまきも御心得可被成候おこころえなさるべくぞうらう、先ツハ春蒔はるまき第一宜相見候いちよろしくあいみえらうらう」と伝えて54います。つまり直播の時期は春が最適であるけれど、そうはいつでも春のうち

（54）
天明七年「御用状留」
〔内木家文書B六四―一―
一六〕。

ようにせよ、という指示です。
先に確認したとおり、宝暦年間には夏に直播が行われていましたが、試行錯誤のち、天明年間には春が最適とされ、秋にも補足的に直播をする、というように変化していることがわかります。

ちなみに、この際、上松から届けられたヒノキ類の種子は、杣頭そまがしらを務める善助ぜんすけという者が木曾材木方役所へ納めたものでした。

直播はコケの上

（55）
「〔松実苔之内へ春御蒔附御
心見につき書状〕」〔内木家
文書B五三―二二―四〕。

また年代は不明ですが、酒井は八月三日に内木善左衛門へ書状を送り、翌年にお

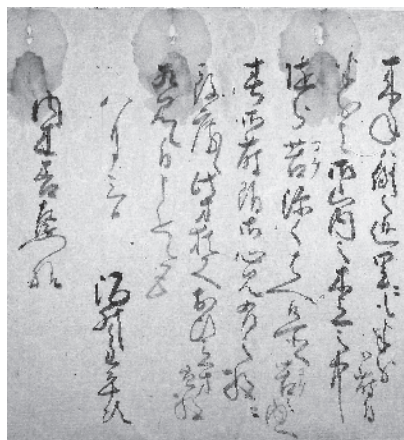


図 16 コケの上に種子を播くよう指示した御用状
 (「(檢実苔之内へ春御時附御心見につき書状)」より部分、内木哲朗家所蔵)

(56) 木下勇作・大住克博「発芽床としての蘚類の形態と状態がヒノキの発芽に与える影響」(『第一二九回日本森林学会大会学術講演集』二〇一八年)。ただしコケの種や構造によっては、発芽・生存が阻害される場合もあるという。

けるヒノキ類の種子しほしの直播じかまきについて、「里さとにも半分御時付はんぶんおまきつけ、半分者御山内之木立はんぶんおやまのこのだちのなか、随分苔深くはずいぶんこけふかくへ候え所ところへ苔之内こけのうちへ春御時附御心見はるおまきつけおこころみ有これあるよう之いたした様たニ致いたした度た候せうろう、此方猶又このほうなおまたおひ立方宜なつかたよろしき様相見あひみへ候え」と述べています。⁽⁵⁶⁾つまり、木曽材木方きそざいもくかたから送る種子の半分は人里へまき、残り半分は春のうちに山中のコケのある場所へ播まくようにせよ、コケのある場所へ播く方が成長は良好である、という内容です。

一般にヒノキの種子は、コケ上で発芽はつがしやすいといわれ、近年、そのメカニズムが具体的に明らかになってきました。⁽⁵⁶⁾木曽材木方の役人は、こうしたコケの役割を経験的に知り、その知識を活かしてヒノキの種子の直播を成功させようとしたことがわかります。

このように御山守と木曽材木方は、互いに連携けんれいしながらヒノキの種子の直播テストを繰り返しました。こうした試行錯誤の結果、春のうちに山中のコケのある場所へ播く、という方法にたどり着いたのです。

ところで、ここで注目しておきたいのは、次の「(3) 木曽材木方からの種子の注文」でも述べるように、スギ・ヒノキ類は濃州のうしゅう三ヶ村の山々にも生えていたという点です。木曽材木方がわざわざ信州上松しんしゅうあけまつから届けな

くても、御山守おやまもりの手元で充分に種子を集めることが可能だったといえるでしょう。それにもかかわらず、木曾材木方が柚頭そまがしら善助ぜんすけなどを通じて信州側で種子を集め、これを武久・武信に送り、スギ実生苗みじょうなえの育成テストやヒノキの種子の直播テストを命じた理由は、信州側で見出された生育良好なスギ・ヒノキ類の種子を、三浦山・濃州三ヶ村でも育てようとしたためと考えられます。

(3) 木曾材木方からの種子の注文

注文から送付までの流れ

木曾材木方は、信州側で集めさせたスギ・ヒノキ類の種子を武久へ送る一方で、武久に命じて三浦山・濃州三ヶ村から、さまざまな樹木の種子を調達させました。

たとえば宝暦七年(一七五七)九月二五日、木曾材木奉行の日下部兵次郎は、武久に対し、ヒノキの種子一〜三斗(約一八〜五四リットル)ほどを注文しています。これを受けた武久は、一〇月八日、加子母村・付知村・川上村の各庄屋へ、ヒノキの種子を取り集めるよう指示しています。⁽⁵⁷⁾

このように木曾材木方による武久への種子の注文は宝暦年間(一七五一〜六四)からみられますが、それが本格化するのには明和年間(一七六四〜七二)のことでした。

明和五年八月、木曾材木奉行の倉林藤右衛門は、武久へヒノキ・サワラ・「小な

(57) 前掲宝暦七年「丑年中御用状留」。

(58) 明和五年「子年中御用状留書」(林三八八(第八冊))。

(59) 農商務省山林局編『日本樹木名方言集』(大日本山林会、一九一六年)八九〜九〇頁。

(60) 前掲明和五年「子年中御用状留書」。

(61) 明和六年「丑年中御用状留」(林三八八(第九冊))。

らまき」の種子を注文しています⁽⁵⁸⁾。「小ならまき」という樹木の名前は聞き慣れませんが、樹木の名前の方言をまとめた『日本樹木名方言集』⁽⁵⁹⁾という文献によると、広葉樹こうようじゅのコナラを指す方言であることがわかります。ここではヒノキ・サワラの種子に注目して、武久の注文への対応をみてみましょう。

翌九月二九日、武久は倉林へ書状を送り、ヒノキ・サワラの種子は川上村で採取するのが都合が良いので、同村へ種子を取り集めるよう命じた旨を報告しています。

それから約一か月後の一〇月二五日、武久は川上村庄屋から受け取ったヒノキの種子を、信州上松あげまつの木曽材木方役所に向けて発送しています。また十一月一七日には、同じく川上村で取り集めさせたサワラの種子を「御山見廻帳面」おやまみまわりちようめん類とともに御用箱ごようばこへ入れ、名古屋へ発送しました⁽⁶⁰⁾。

庄屋と連携した種子集め

木曽材木方きそざいもくかたからの種子しゆしの注文は、年によって内容が異なりました。たとえば明和六年(一七六九)一〇月一七日には、ヒノキ・スギ・「なら榎」ならえの種子が注文されています⁽⁶¹⁾。この「なら榎」は、「大なら榎」おおならえとも呼ばれ、前掲の『日本樹木名方言集』によると、ミズナラ(オオナラ)を指す方言であることがわかります。

これらのうちヒノキの種子の一部とミズナラの種子は、武久みずからが村人を指

(62) 前掲明和六年「丑年中御用状留」。

揮して三浦山で集めました、ヒノキの種子の残りについては川上村村、スギの種子については付知村へ取り集めるよう指示しています。(62)

翌七年の事例になりますが、武久が付知村庄屋へ種子を取り集めるよう指示した際の書状が、明和七年「寅年中御用状留」におさめられていますので、確認してみましよう。

以手紙申入候、然ハ当年も杉の実壺・式升為取候様、倉林藤右衛門殿、被申越候間、程宜キ時節被相考、壺・式升為取被申候様致度候、仍之申入候、以上

八月廿一日

内木彦七

付知村庄屋

忠左衛門殿

(63) 明和七年「寅年中御用状留」(林三八八(第一〇冊))。

これによると、木曾材木奉行の倉林藤右衛門から注文を受けた武久は、付知村庄屋の忠左衛門に対し、ちょうど良い時期を見定め、スギの種子を取り集めるよう申し入れています。

この通り、書状にはちょうど良い時期を見定めて、とあるだけで、具体的な指示はみられません。スギの種子を集める時期や方法は、忠左衛門の判断に任されていたことがうかがえます。「当年も」という表現が使われていますので、この時期に

(64)
明和九年「辰年中御用状
留」〔林三八八(第二冊)〕。

は木曾材木方からのスギの種子の注文が、御山守と庄屋の間では、例年の出来事として受け止められていたことがわかります。

ちなみに同九年一〇月一二日、武久が忠左衛門へ宛てた書状には「当年も杉実御用ニ候間、少々取らせ候様、只今頭衆より申来候」とあります。「頭衆」は木曾材木奉行を指し、例年の通りスギの種子を集めて送ることが「杉実御用」という言葉で表現されています。⁽⁶⁴⁾

このように武久は、木曾材木方から種子の注文を受けると、三浦山・濃州三ヶ村の山々のなかで、それぞれの樹木の種子を取るのに適した場所を検討しました。そして三浦山であれば、みずから人足を指揮して種子を取り集め、加子母村・付知村・川上村の山々であれば、各庄屋へ種子の取り集めを指示しました。こうして集められた種子は、上松の木曾材木方役所や名古屋へ送られました。

それでは当時、種子は具体的にどのように集められていたのでしょうか。ヒノキ、ナラの順にみてみましょう。

(4) 種子の集め方とその苦勞

ヒノキの種子の集め方

まずヒノキの種子の集め方を確認しましょう。取りあげるのは、先に紹介した宝

曆七年(二七五七)九月の注文です。

御請申上候口上之覚

松実取候時節、未後レ不申候ハ、菘・式斗ニ而も三斗程ニ而も、人足
を入、木品宜場所ニ而為取置候様ニと被仰付奉畏候、右ハ当夏も
被仰付候故、先達而三升計為取置申候、最早時節後レ、実抜ケ候
而、多ク取レ申間敷と奉存候、殊更人少ニ而為取申候、而も容易ニ取レ兼
可申相見候付、三ケ村庄屋共へ申渡為取申候、勿論御停止木之儀ニ
御座候得ハ、枝葉共痛ミ不申様ニ随分入念為取候様ニと申渡候、尚又
私方へ相届ケ申候ハ、重而升数何程と申儀可申上候、以上

(宝曆七年)
十月八日

(武久)
内木彦七

日 兵次郎様

(65)
前掲宝曆七年「丑年中御用
状留」。

この文書によると、木曾材木奉行の目下部兵次郎は、武久へ優良なヒノキが生え
ている場所で一〜三斗(約一八〜五四リットル)ほどの種子を取り集め、送り届けるよ
う命じました。これを受けた武久は、前もって三升(約五・四リットル)ほどは取り集
めて保存してあるものの、すでに「実抜ケ」してしまっており、今からではそれほ
ど多くの種子は集められないとの見通しを述べています。そのうえで加子母・付
知・川上村の各庄屋に対し、御停止木であるヒノキの枝葉を痛めないよう注意し

ながら、種子を取り集めるよう指示した旨を回答しています。

文書のなかの「実^み抜^ぬケ」とは、球果^{きゆうかう}が裂けて開き、なかの種子が飛び散ることを表現した言葉と考えられます。球果^{きゆうかう}というのは針葉樹^{しんようじゆ}の果実の総称ですが、同じ果実とはいっても、広葉樹^{こうようじゆ}であるリンゴなどの果実を想像すると、その違いに戸惑うかもしれません。わかりやすいのはマツの場合で、いわゆるマツボックリがマツの球果にあたります。この球果は、成熟^{せいじゆく}すると裂^さけて開き、なかに含まれている多くの種子が飛び散ります。マツの木の下では、こうして裂けて開いたマツボックリをみつけることができます。球果に含まれている針葉樹の種子は非常に小さいため、いったん飛び散った種子を集めるのは実践的ではありません。そこで木に登り、裂けて開く直前の球果を枝からもぎ取って、種子を集める方法が取られたようです。しかし、武久が日下部から指示を受けた時点では、すでに大方のヒノキの球果は裂けて開き、種子が飛び散ってしまっており、種子が残っている球果を見つけ出すことが難しい状況にあったのです。

このようにヒノキの種子を取り集める場合には生育良好な樹木が選ばれ、球果をもぎ取る際には、御停止木であるため、とくに枝葉を傷つけないよう細心の注意が払われました。文書の都合から個別の検討はできませんが、サワラやスギなどのかの針葉樹の場合も、同じような方法が取られていたと考えられます。

ナラの種子の集め方

(66) 前掲明和五年「子年中御用状留書」の「ねとしちゆうご子年中御用状留書」の記事から、ナラ類の種子の集め方を確認してみましょう。

先に述べたように、明和五年八月、木曾材木奉行の倉林藤右衛門は、武久へヒノキ・サワラの種子に加え、コナラの種子を注文しています。ところが九月一七日、武久はこの注文に対し、ミズナラの種子を中津川宿の油屋藤兵衛に宛てて発送し、倉林が同地を訪れた際に手渡してもらえるよう依頼しました。武久がコナラの種子の注文を受けたのにもかかわらず、代わりにミズナラの種子を送ったのには理由がありました。

九月二一日、武久は木曾材木方の大嶋直九郎・荒尾七蔵へ書状を送り、「さん三ヶ村内追々承合候処、とうねんのぎ当年之儀ハ小なら榎・大なら榎共一円実生不申由」と述べ、この年、濃州三ヶ村ではコナラ・ミズナラともに果実を付けず、種子を得ることができなかつた旨を伝えています。そのうえで、三浦山にはミズナラの果実が少々確認できたので、武信へ指示を出し、拾い集めさせたと説明しています。

ここでいう果実とは、いわゆるドングリのことです。針葉樹の球果とは異なり、ナラ類の果実は内部に種子を一つだけ含み、成熟しても裂けることなく地面に落下します。こうして落下した果実を、武信は拾い集めたこととなります。

(67)
川名明ほか『造林学』(朝倉書店、一九九二年)七〇～七三頁。

こうした樹木の果実(針葉樹の場合は球果)は、毎年実を結ぶとは限らず、周期的に豊作と凶作を繰り返します。その理由は、樹木が実をつけるのに多くの栄養が必要で、一度実をつけると、その回復に時間がかかるためと考えられています。ちなみにスギ・ヒノキ・ナラ類は、おおよそ二～三年に一度豊作になるといわれています。⁽⁶⁷⁾つまり明和五年は、三浦山・濃州三ヶ村ともにコナラ・ミズナラの実の凶作年にあたり、とくにコナラは実をほとんどつけなかったのです。このため武久は、注文のあったコナラの種子の代わりに、三浦山でわずかに集めることのできたミズナラの種子を木曽材木方へ発送したのです。

腐ってしまったナラの種子

ところが九月二一日の記事によると、中津川まで送られたミズナラの種子は、残念ながら一部を除いて「悉く黒く腐り」、利用できない状態になっていました。このため倉林は、武久へ再びミズナラの種子を集めさせ、今度は「五、六日も能干」、⁽⁶⁸⁾発送するよう命じました。ここからは、倉林がミズナラの種子の腐敗理由を、乾燥が充分でなかったためと理解していたことがわかります。この倉林の理解は、一見すると、正しいように思われますが、話はそのように単純ではありませんでした。

同二四日、手代の荒尾浅右衛門は、上司にあたる倉林の了解を得たうえで武久へ

(68)

木村恵・山田浩雄・生方正
俊「コナラ属樹種における
種子の長期保存に関する問
題点」〔森林遺伝育種〕第
四卷第三号、二〇一五年。

書状を送り、「干候而ハ腐リハ致シ申間敷候得共、追而蒔付候節身切はへ申間敷候」と伝えてあります。つまりミズナラの種子は、乾燥させれば腐りはしないものの、今度は発芽しなくなると説明し、種子を追加で集めたら、しばらくは日陰の土の上に広げて保存しておき、春になったら届けるよう改めて求めています。実際に、コナラ・ミズナラが分類されるコナラ亜属の種子は、乾燥すると発芽する能力を失う特徴があり、貯蔵する場合には乾燥を防ぎ、冷所で保存することが推奨されています。⁽⁶⁸⁾ 荒尾は、こうしたミズナラの特徴を経験的に知っていたのでしよう。

一方、同二九日の記事によると、実は武久も「中津川迄差立候節、干上ヶ候而ハ皮割レ候而、はへ申間敷候段諸人申聞候付、早速差立申候」と述べ、ミズナラの種子を乾燥させると発芽しなくなることを入づてに聞いており、意図的に乾燥させず、すぐに中津川まで発送したと説明しています。

また同日、武久は倉林へ書状を送り、追加の種子集めについて、その首尾を報告しています。これによると、武久は三浦山でミズナラの果実を探したものの、「殊更猪・鹿・猿等悉ク拾ひ取候二付、此度も落葉之中を尋求、漸大なら実三斗四升程拾わせ加子母迄運せ申候」とあるように、イノシシ・シカ・サルなどの野生動物が好んで食べてしまい、そのうえ落葉に隠れて見つけにくく、思うように拾

い集めることができなかつたようです。こうして集めた果実は、竹藪たけざぶの地面に広げておき、さらに寒さやネズミから守るためササの葉でおおいをし、春まで保存しておくことになりました。

このようにナラの種子を集める際には、周期的な不作に加え、乾燥によって発芽する能力がなくなったり、動物が食べてしまつたりするなど、多様な問題が生じました。こうした条件のもと、武久は木曽材木方きそざいもくかたの注文にできる限り対応しようと、実がつかなかつたコナラの代わりにミズナラの種子を集め、意図的に乾燥させずに発送し、それが失敗すると、今度は寒さやネズミの害を防ぐ方法を、みずから考案・実行したのです。

以上のように木曽材木方は、武久へヒノキ・スギ・コナラ・ミズナラといった、さまざまな樹木の種子を送るよう命じました。指示を受けた武久は、必要に応じて加子母村かしも・付知村つけち・川上村かわうえの各庄屋しやうやに指示を出して三浦山・濃州三ヶ村のうしゅうで種子を集め、木曽材木方へ送り届けました。こうした取り組みは、信州本木曾地域しんしゅうもとぞきと三浦山・濃州三ヶ村の各地で集められた優良な種子から、より生育の良い樹木を育てようとするものだったと考えられます。

4 御山の利用と跡地での植林

(1) マツの根株の掘り取りと「灯松」の利用

マツと灯り

明和年間（二七六四〜七二）以降、濃州三ヶ村の御巢山では、ヒノキ・スギ・クリなどが盛んに植林されるようになりました。この植林は御用材の伐採跡地で行われました。

ところで御巢山は、基本的に村人たちが利用できない立ち入り禁止の森林でしたが、御用材を生産した後の末木すえきについては、許可を得れば村人たちの利用が可能でした。ここでは、御用材の伐り出し後の残材利用のひとつとして、明和六年（二七六九）「丑年中御用状留」⁽⁶⁹⁾から、村人によるマツの根株の掘り取りを紹介しましょう。

乍 恐御願 申上候 御事

一、当村細野・福崎御巢山御本切跡、松株御願 申上候 処、早速仰付
被下置難有 奉 存 候、取懸り申候得共、折々雨天ニ付、当春ハ三ツ一
通切取申候、此節農作ニ取懸り申候間、先達而御願 申上候 通、当

(69) 前掲明和六年「丑年中御用状留」。

秋あき農作のうさく之間の時かんじニ切取きりとり候せうろう様ようニ仰付おおせつけ被下置おかれぞうろう候候様ようニ奉願ねがいあげ上たま候せうろう御太切おた成せい御なる巢山すやま之儀のぎニ御座ござ候得者せうらえ者ば折々おりおり見廻みまわり随分ずいぶん麓末ふもと無な之様さまニ仕可申つかまつり候間もつと、右みぎ願ねがい之通のとおり仰付おおせつけ被下置おかれぞうら候ハ、難有なげ奉存あ候んじ、已上いじよう

明和六年

(加子母村庄屋など六人省略)

丑四月

内木彦七殿(武久)

この史料は、同年四月、加子母村の庄屋など六人が武久に提出した願書です。これによると、当時、加子母村は木曾材木方に願い出て許可をもらい、細野御巢山・福崎御巢山のうち御用材の伐採跡地で、マツの根株を掘り取っていました。ところが雨天がちで、思うように作業がはかどらず、ようやく三分の一ほど取ったところで、農繁期に入ってしまった。当初の予定では、農作業が忙しくなる前に、根株の掘り取りをすべて終えることになっていたのでしょうか。そこで庄屋たちは作業を一時中断し、農作業が一段落した秋に再開して、残りの三分の二を掘り取ることができるよう、武久に木曾材木奉行への取り次ぎを願い出しました。

これを受けた武久は、四月二六日、木曾材木奉行の目下部兵次郎・倉林藤右衛門へ書状を送り、右の願書を取り次ぎました。この結果、五月一〇日には、加子母村の願いが聞き届けられています。ところが、作業を指揮するはずの庄屋が体調を

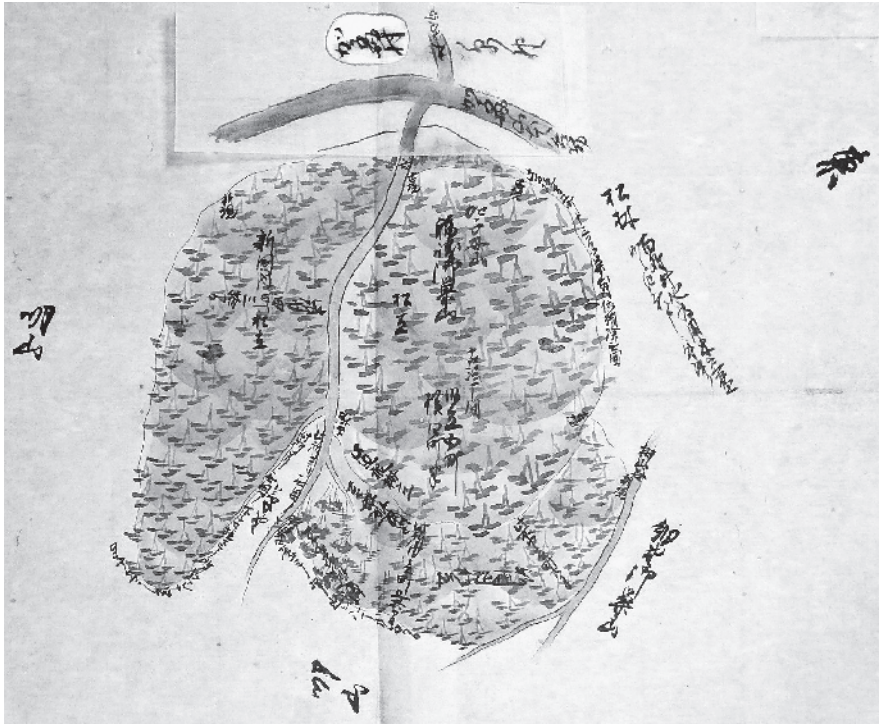


図17 福崎御巢山

(「三ヶ村巢山新囲絵図」より部分、徳川林政史研究所所蔵)

新囲を含め主にマツが生育している。御巢山と新囲との境目にはモミなども生育している。

くずし、さらに霜雪そうせつのため思うように作業が進まず、一二月には、さらに翌年四月までの期限延長が願い出されました。また時同じくして、付知村つけちも滝ヶ沢たきさわ・馬小屋うまごや・吉本の各御巢山について同様の出願をしています。

ところで、こうしたマツの根株は、何に使われたのでしょうか。加子母村と武久の間でやりとりされた史料のなかには、マツの根株を「灯松ともしまつ」として使う、という記述が登場します。この「灯松」とは、火をつけて照明に用いたマツのことで、「明松あしまつ」とも呼ばれます。マツは松脂まつぎで知られるように、ほかの樹種とくらべると樹脂じゆしが多く、燃えやすいという特徴をもっています。特に根の部分には油分が多く、細

(70) 千葉徳爾『増補改訂はげ山の研究』(そして、一九九二年)一三〇―一三三頁。

(71) 前掲明和七年「寅年中御用状留」。

かく割つて火をつけると、行灯あんどんよりも明るく周囲を照らしたといわれています。⁽⁷⁰⁾

その後、加子母村・付知村によるマツの根株の掘り取りは、予定通り明和七年四月までに完了したようです。ただし木の質が悪く「灯松」に不向きなものや、岩場にあつて掘り取ることが難しいものは山中に残されました。⁽⁷¹⁾

跡地へヒノキの苗を植える

このように御用材の伐り出し後に残されたマツの根株は、村人たちにとって灯りとして重要でした。ただし、いくら重要な資源とはいえ、根ごと掘り返したままでは、雨が降ったときに雨水と一緒に土砂が流れ出てしまいます。土砂が川に流れ込むと、川の底に土砂がたまり、やがて川底が高くなります。そうになると、雨が降ったときに、川の水があふれやすくなり、洪水の原因になってしまいます。

そこで木曾材きそざい木方は、加子母村かしもの福崎御巢山ふくさきおすやま、付知村つけちの馬小屋御巢山うまごやについて、根株を掘り取った跡地へヒノキ類の苗木を植え付けるよう武久へ命じています。

去秋被仰付候付知・加子母御巢山松株取出シ跡松類木苗植付之儀、三月
 中旬迄ニ加子母福崎御巢山内ニ五千弐百五拾本、善右衛門植付させ申候、
 彦七儀当春持病差発り候ニ付、付知馬小屋御巢山之義ハ得植付ケ不申候間、
 当秋植付させ候様仕度奉存候、以上



図18 馬小屋御巢山
 (「三ヶ村巢山新囲絵図」より部分、徳川林政史
 研究所所蔵)
 新囲を含め主にモミ・マツが生育している。

武信に命じ、翌八年の三月中旬までに、加子母村の福崎御巢山へヒノキ類五二五〇本の苗木を植え付けさせています。しかし、武久自身は持病で体調を崩してしまったため、予定していた付知村の馬小屋御巢山への植林はできませんでした。そこで武久は、植林を秋まで猶予ゆうよしてもらえるよう倉林へ申し出たのです。これに対して倉林は、武久の書いた書状に紙を継ぎ足して、「右紙面之趣みぎしめんのおもむき承知候」と書き加え、武久へと返送しています。武久が植林の時期として春と秋をあげている

(72)
 (明和八年)「御巢山松株取出シ跡松類木苗植付之儀につき書状」(内木家文書B五九—一六—六)。

(明和八年)
 四月廿日

倉 藤右衛門様

右紙面之趣みぎしめんのおもむき承知候、以上いじょう

五月(72)

(武久)
 内木彦七

これによると、明和七年(一七七〇)の秋、倉林は加子母村の福崎御巢山、付知村の馬小屋御巢山のうちマツの根株を掘り取った跡地へ、ヒノキ類の苗木を植え付けるよう武久へ命じました。これを受けた武久は、

点からは、この時期の植林が苗木を植え付けるのに適していることを、経験的に習得していた様子が窺えます。

こうした武久によるヒノキ類の苗木の植え付けは、山地の保全と御用材になる有用樹種の育成をはかる方策として重要だったといえるでしょう。

造林の成果

(73) 天明七年(二七八七)正月、加子母村の庄屋は武信に一通の願書を差し出しました。

前掲天明七年「御用状留」。

これによると、村人たちは、以前、細野・福崎両御巢山で掘り取ったマツの根株の残りが当時「朽木」になっていることを発見しました。そこで、この「朽申候松株」を改めて掘り取り、「灯松」に利用したいと武信に願い出たのです。

これに対して武信は、村人たちから受け取った願書に自身の書状を添えて木曾材木方へ送り、同村の願い出を取り次いでいます。

宝曆五亥年御材木仕出跡、明和五年右両御巢山松株、明松ニ加子母村庄屋・組頭・百姓中御願申上候所被仰付、松株取申置跡ニ松・榎苗植付倉林藤右衛門様被仰付候二付、私儀付右苗木為植置候処、只今松長サ四・五尺々壹丈弍・三尺程ニ茂相成申候間、中二者実成程ニも相成、御上之御為ニも相成申候而、亦々村方々庄屋・組頭中右御巢山之内野松古株

少々残り有之候ニ付、又々御願書付村方より差出シ申候間、願之通りニ
被仰付被下置候ハ、松古株ニ而明松取申候跡、椴・樺・栗苗村人足ニ
而植付仕り、人足賃者御願不申上候様庄屋・組頭・頭百性申聞候
間、左様御承知被成、御達シ被成、願之通りニ被仰付可被下候

これは武信の書状の一部です。これによると、宝暦五年(二七五五)に細野・福崎両
御巢山で御用材の伐り出しがあり、加子母村は明和五年(二七六八)に許可を得て、そ
の跡地で「明松」用のマツの根株を掘り取りました。この採取跡には、ヒノキ・コ
ウヤマキの苗木を植え付けるよう命じられました。これを受けた武信が、村人に指
示して跡地へヒノキ・コウヤマキの苗木を植え付けさせたところ、当時は高さ四尺
〜一丈三尺(約二〇〜三九〇センチメートル)ほどに成長し、なかには成熟して種子を
付けるものもありました。今回、村は再び両御巢山に残るマツの根株を掘り取り、
「明松」に利用したいと出願しました。そこで武信は、「人足賃者御願不申上」、村
方の負担をもって、その跡地へヒノキ・サワラ・クリの苗木を植え付けるよう指示
したので、同村の出願を許可されたいと申し入れています。武信は末尾で、「無賃
人足」で苗木を植え付けさせることが「御上之御為」であるとも述べています。
加子母村が明和五年に許可を得て行ったマツの根株の掘り取りは、先に紹介した
事例のことで、実際には明和七年四月にかけて行われたのは確認したとおりです。

そして、その跡地への植林は同八年にかけて行われました。このように根株掘り取り跡地へのヒノキ類の植え付けは、約一五年後の天明七年の時点で、ある程度の成果をあげていたのです。

(2) 低木の伐り払いと薪への利用

低木の「下払」

御巢山おすやまにおいて、御用材ごようざいの伐り出しで生じた残材ざんざいのほかに、許可を得て村人が利用できたものに「下木したき」などと呼ばれる低木がありました。こうした低木の伐採は、しばしば「下払したはらい」という表現で文書に登場します。

乍おそれながらねがいあげたてまつりせうおんこと 恐奉願上候御事

ひとつ 細野・福崎・尾山、右三ヶ所御巢山之儀、小松立二而かなき・ぼや・柴生
 茂り申候二付、猪・鹿やとり申候而、御田地近所ゆへ田畑荒し、諸作物二
 差障り申候間、模寄百性甚迷惑至極ニ奉存候(中略)、御用ニ相立
 不申候下木・かなき・ぼや・柴迄不残下払之儀御免被成下、模(寄)百性
 薪木被下置候様奉願上候、下木払申候得者御用相立申候木品
 生立宜敷、御為メニも相成候半と奉存候、勿論御用立候木品薄キ所
 者、栗・松・榎苗木模寄百性ニ為植可申候(中略)、御勘弁之上右御願申

あけそうろうとお おおせつづられくたしおかれそうらわば
上候 通り被仰付被下置候ハ、組頭差添下払 仕、御用相立申候木
品一切差障り申間鋪候、勿論火之元之儀太切ニ相守麓末無之様ニ 仕可申
候（中略）

天明六年

（加子母村庄屋など五人省略）

午六月

内木彦七様

（武信）

内木善左衛門様

（武昭）

天明六年「午年御用状書
留」林三八八（第二一冊）。

（75）

これは、天明六年（一七八六）六月、加子母村の庄屋たちが三代目御山守の武信へ提出した願書です。これによると、細野・福崎・尾山の各御栗山には低木などが生い茂っており、そこにイノシシやシカが生息して付近の田畑を荒らしていました。そこで加子母村は、こうした作物への被害を防ぐため、御用材にならない低木などを伐り払いたいと願い出しました。伐り取った分はそのまま山中に放置するのではなく、薪として活用したいので、村へ下げ渡してもらえるよう訴えてもいます。さらに「下払」をすれば、御用材になる有用樹種の生育も良好になると主張しています。さらに村は、「下払」の許可を藩から引き出すため、もし許してもらえないならば、御用材になる有用樹種が少ない場所へタリ・ヒノキ・サワラの苗木を植え付けると述べています。

この願書は、同年六月二日、武昭から木曾材木方へ送られ、許可されています。

「下払」跡地への植林

こうした「下払」跡地への植林について、「末代調宝記」という記録から寛政年間（一七八九〜一八〇二）の事例を抜き出し、もう少し詳しくみてみましょう。

〈寛政元年三月〉

廿一日、同村（付知村）榎木沢御巢山下払跡、栗・杉・松壺万二千本、ヒ四
 千本、ス四千本、ク四千本、廿一日・廿三日兩日ニ馬小屋下払跡、木苗壺
 万七千四百四十壺本、内壺万杉、七千四百拾壺本栗、山手代今井勘兵衛立
 会、為植置

〈寛政二年三月〉

同廿四日、吉本御巢山下払相濟、ヒ式千三百七拾壺本、栗式千三百九
 拾六本、杉三百四拾八本木苗為植、御百姓三十六人出ル

〈寛政二一年三月〉

末三月十四日、雨天、米沢御巢山下払跡、松七百二十七本、杉
 六百八十四本、栗二千壺本、惣数三千四百拾式本為植附申候、十七
 日、天気吉、松九百七拾九本、杉四百四本、栗九百八拾三本、惣数

(76)
 「末代調宝記」(内木家文書)。この記録は、安永四年、武信が御山守に就任し、武昭が見習となつてからの事績などをまとめたもので、文政元年までの記事を含む。

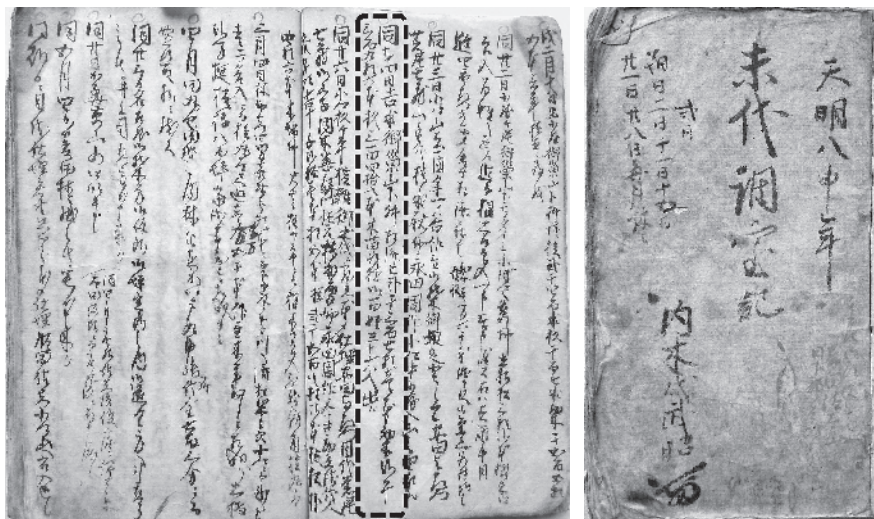


図19 末代調宝記(内木哲朗家所蔵)

破線の部分は、寛政2年3月24日、吉本御巢山での植林の記事。

式千三百六十六本為植附申候

寛政元年の記事によると、三月二日、武信は付知村の椈木沢御巢山の「下払」跡地へ、ヒノキ・スギ・クリ各四〇〇本、合計一万二〇〇本の苗木を植え付けさせました。ここでは樹木の名前が「ヒ」「ス」「ク」と頭文字だけで記述されています。また二日・三日の両日には、同村の馬小屋御巢山の「下払」跡地へも、スギ一万本、クリ七四一本、合計一万七四一本の苗木を植え付けさせました。この椈木沢御巢山・馬小屋御巢山での植林には、山手代の今井勘兵衛も立ち会っています。

寛政二年の記事によると、三月二四日、武信は付知村の吉本御巢山の「下払」跡地へ、ヒノキ二三七一本、クリ二二九六本、スギ三四八本、合計五一一五本の苗木を植え付けさせました。この苗木の植え付けには、村から三六人の作業要員が出されました。三六人で五一一五本の苗木を分担して植えたわけですから、一人あたり約一四〇本の苗木を植え付けたこととなります。

(77)
 田原昇「近世木曾山における『新規立林』成立の様相」(徳川林政史研究所『研究紀要』第四二号、二〇〇八年)四五頁を参照。なお「差杉差松」事業を指揮した石谷清昌は、クリとマツを組み合わせた植林も全幕領へ奨励しており、その影響も考えられる。太田尚宏「武蔵野新田の『御栗林』」(徳川林政史研究所編『徳川の歴史再発見 森林の江戸学』II、東京堂出版、二〇一五年)を参照。

寛政一一年の記事によると、三月一四日、武信は雨天のなか付知村の米沢御巢山の「下払」跡地へ、ヒノキ七二七本、スギ六八四本、クリ二〇〇一本、合計三四一二本の苗木を植え付けさせています。翌日は晴れたようで、同じくヒノキ九七九本、スギ四〇四本、クリ九八三本、合計二二六六本の苗木を植え付けさせています。

この三つの記事をみると、「下払」後の植林はやはり春に行われることが多かったこと、植林された樹木はヒノキ・スギ・クリが多かったこともわかります。このように針葉樹であるスギ・ヒノキに並んで落葉広葉樹であるクリが選ばれた理由は、クリの材が水に強く土木工事に有用であることに加え、クリの実が村人の食糧になるためと考えられます。(77)

このように御巢山における「下払」は、村にとって野生動物による農作物への被害の防止や薪の確保という点で重要でした。そのため村は、「下払」が御用材になる有用樹種の生育環境の整備にも繋がること、御用材になる有用樹種が少ない場所へはヒノキ・スギ・クリなどの苗木を植え付けることを強調して、木曾材木方から許可を引き出そうとしました。こうした跡地での森林の育成を視野に入れた「下払」は、御山守や木曾材木方にとっても森林の健全な育成という観点からみて好ましいものであり、村と御山守・木曾材木方の間の利害が一致をみたことで成立した

管理・利用方法だったといえるでしょう。

枯損木・残材の活用と跡地への造林

村人が御巢山で利用できたのは、根株や低木ばかりではありませんでした。同じ「末代調宝記」から寛政年間（二七八九〜一八〇二）の事例を抜き出してみましよう。

〈寛政四年二月一六日〉

尾山御巢山なら・桂、風折・根婦（返）り木、村方願付、薪ニ被下置、伐取跡、栗木苗貳千五百五拾本為植附申 候

〈寛政七年二月〉

同二月十日小郷へ入込、杉ヶ平（御巢山）松枝・枯松百三拾六本、村方薪ニ為伐、右跡ニ栗苗小和知ニ而千八百八拾本、小郷ニ而三千六百拾本為植附、十四日ニ引取り申 候

寛政四年の記事によると、村の願い出により、加子母村の尾山御巢山のうち、強風で折れてしまった木や、根ごと倒れてしまった木が薪として下げ渡されていきます。その代わりに、武信は跡地へクリの苗木二五五〇本を植え付けさせています。

寛政七年の記事によると、加子母村の杉ヶ平御巢山に放置されていたヒノキの枝やマツの枯木一三六本が、村へ薪として下げ渡されています。同じく武信は、その

跡地へクリの苗木五四九〇本を植え付けさせています。

このように御巢山に放置された枯損木や、樹木を伐り出した跡地に残された残材は、村の願い出により「灯松」や薪として下げ渡されました。また村による低木などの「下払」と薪への利用も許されてきました。これらの跡地へは、御山守の指揮で、新しい苗木が植え付けられました。こうした跡地での植林は、当初、木曽材木方からの指示で実施されたようですが、やがて枯損木や残材の下げ渡しの許可を得やすくするための手段としても主張されるようになったことがわかります。こうした枯損木や残材の利用と「下払」、その後の跡地における植林は、御用材になる有用樹種の生育環境の整備、積極的な苗木の植え付けという点で、森林の健全な育成に重要な役割を果たしたと考えられます。この跡地における植林を指揮したのが御山守だったのです。

宝暦年間（二七五一〜六四）から明和年間（一七六四〜七二）にかけて、濃州三ヶ村の御巢山では、御用材の伐り出しが盛んに行われました。そのため、御用材の伐採跡地には、樹木の根元の部分が点々と残されました。この時期には御巢山の残材利用が盛んになり、それと並行するかたちで跡地における植林の進展がみられたといえます。

とはいえ、すべての残材利用跡で植林が行われたわけではありません。一部の跡

地で行われた苗木の植え付けには、森林の早期回復に加え、生育する樹種をコントロールする目的があったものと考えられます。ここで紹介した事例についていうと、御山守や木曾材木方は、マツの伐採跡地へヒノキやコウヤマキの苗木を植え付けることにより、生育する樹種のコントロールをはかっていたといえましょう。

(3) 御用材の伐採跡地への植林と山引苗

御用材の伐採跡地での植林

跡地における植林は、村人による枯損木・残材利用や「下払」の跡地のみで行われたわけではなく、藩による御用材の伐採跡地でも進められました。その様子を、前掲の「末代調宝記」から確認してみましょう。

天明八年（一七八八）九月二〇日の記事によると、「廿日ニ奥の沢へ日用式人召し連、松苗三千式百本為取、外ニ杉苗百六十本為取」とあるように、武信は日雇いの作業要員二人を連れて奥の沢へおもむき、ヒノキの稚樹三三〇〇本、スギの稚樹一六〇本を掘り取りました。そして川上村の巢乗・長坂・竿根の各御巢山のうち御用材の伐採跡地へ、株木口印入の作業と並行して植え付けています。

また翌二二日の記事によると、武信は山手代に同行し、株木口印入の作業と並行して、「株壺本、松苗式本宛」とあるように、伐採した切株一つにつき苗木二本の

(78)
寛政二年「(御用状留帳)」
(内木家文書B六五—二—
六)。

割合でヒノキの苗木を植え付けました。切株の数に対し、二倍の本数の苗木が植え付けられた理由は、ある程度の本数の苗木が枯れてしまうことを予想し、あらかじめ多めに苗木を植え付けておくことで、森林の回復を確実なものにしようとしたためと考えられます。

三浦山での植林

寛政二年(一七九〇)七月には、三浦山の御用材の伐採跡地でも、ヒノキの植林が行われています。その経緯を、寛政二年「(御用状留帳)」などから、確認してみましよう。

五月頃の記事によると、「三浦御本切跡木苗植付 并 株木口印入候 趣 御申越シ被成承知いたし候」とあるように、三浦山のうち御用材の伐採跡地で、株木口印入と苗木の植え付けを実施することになりました。ところが、武信の報告によると、植林に用いる苗木については、「松苗者三浦山三者相見不申候」とあるように、三浦山に適當かつ充分なヒノキの稚樹がみられなかつたのです。

そのため武信は、苗木を三ヶ村の山々に求めたようです。前掲の「末代調宝記」によると、「三浦山榎小屋ニ、御植附松苗式万六百本、加子母山々 調差遣申候、植附御役人福川利左衛門・白木友次郎方へ遣ス」とあるように、武信はヒノキ

(79)

寛政二年「戌年三浦山松苗
為取送人足帳」(内木家文書
B六五―二一三)。

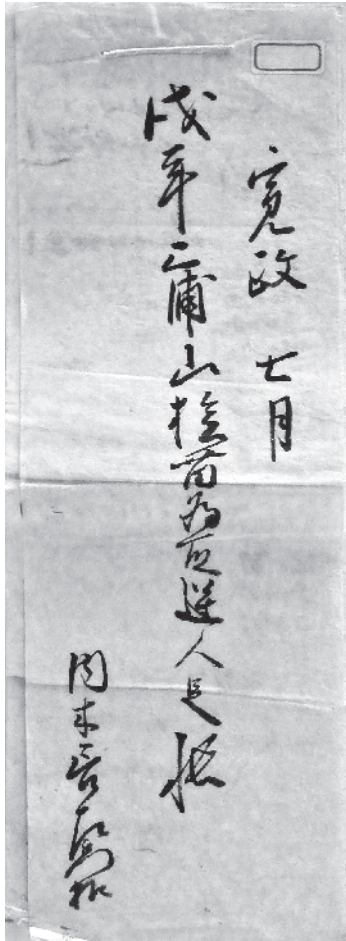


図20 三浦山へ苗木を運んだ際の
人足を書き上げた帳面
(「戌年三浦山松苗為取送
人足帳」より部分、徳川林
政史研究所蔵)

の山引苗二万六〇〇本を加子母村で調達し、「植附御役人」の福川・白木へ送り届けています。このヒノキの山引苗二万六〇〇本は、同年六月二十七日から七月一三日にかけて、加子母本郷から小郷を経由して三浦山の柵小屋まで運搬されたようです。⁽⁷⁹⁾

その後の動きは、前掲の寛政二年「(御用状留帳)」に記されています。これによると、七月二十八日、植林の担当者だった福川・白木は武信へ書状を送り、「松苗植付けの儀も廿四日迄ニ相済申候付、所々ニ立札為致置候間、左様御承知可被下候」と述べ、一四日までヒノキの山引苗の植え付けが完了し、所々にそれを示す立札を設置した旨を伝えています。どうやら、三浦山における苗木の植え付け自体には、武信は関与していなかったようです。

このように御用材の伐採跡地では、株木口印入の作業と並行して植林が実施され

ました。苗木には周辺で調達された山引苗が使用され、切株一つにつき苗木二本の割合で植え付けられたことがわかります。先に述べた残材の利用跡や低木などの「下払」跡での植林に用いられた苗木も、こうした山引苗だったと思われれます。

以上のように、一八世紀後半の三浦山・濃州三ヶ村では、スギやヒノキ、クリなどの植林に力が入られるようになりました。天然更新に依拠し、枯損木などの抜き伐りによって森林の若返りをはかる方法に、苗木の植え付けや直播という、より人為的な方法が組み合わされ、より積極的な森林コントロールがはかれるようになったといえるでしょう。この担い手が、三浦・三ヶ村御山守でした。スギ実生苗の育成やヒノキの直播テスト、木曽材木方の注文に対する種子の調達・送付、そして御巢山の利用跡における植林の指導など、種子・苗木の調達と植林の指導が御山守の仕事として、新たに加わったのです。

おわりに

本書では、森林管理の最前線で活躍した御山守の姿を古文書から描き出し、御山守が尾張藩の森林づくりに果たした役割を紹介してきました。

御山守の仕事は多岐にわたりますが、基本的なものには、①三浦山の「御境伐明ヶ」と御山見廻り、②濃州三ヶ村の御山見廻り、③盗伐の摘発と吟味、④「御山見廻帳面」類などの書類の作成と木曾材木方への送付、⑤御山利用に関する願書の取り次ぎがあり、のちに、⑥三ヶ村の家作見分、⑦御改木口印入への立ち会い、⑧種子・苗木の調達と植林の指導が加わりました。二代目御山守武久の時代には、御山守の基本的な仕事の範囲が定まったといえるでしょう。

右の仕事のうち、森林づくりと深く関係したのが、⑦と⑧でした。この点に注目しながら、最後に、尾張藩における森林づくりの展開を振り返ってみましょう。

一七世紀に森林荒廃が進んだ尾張藩では、森林を回復させるため、寛文の林政改革で伐採を抑制する方針が打ち出されました。しかし、単に伐採を抑制するだけでは、健全な森林を育てることはできません。そこで藩は、享保の林政改革をきっかけにして、御用材の伐り出しに枯損木などを積極的に活用し、健全に成長してい

る「良木」を温存するとともに、次世代の森林を育てるための環境整備をはかるようになりました。枯損木を活用するということは、森林に生育する多くの立木のなかから、そういった立木を選び出し、さながら農作物を間引くように、抜き伐りを行うということです。抜き伐りを行うことで、森林の内部に空間ができ、太陽の光が地面にまで届きやすくなり、芽吹いたばかりの稚樹の成長を助けることができま
す。享保の林政改革をきっかけに、尾張藩領で進められた枯損木の活用は、ヒノキの天然更新を補助することにつながり、森林の世代交代、いわば森林の若返りに一役買ったと考えられます。このように一八世紀の木曾山では、基本的に天然更新に
依拠しつつも、枯損木の抜き伐りという人為的な干渉を加えることによって、「良木」を温存しつつ、森林の若返りがはかられたのです。

一八世紀後半には、濃州三ヶ村でも、枯損木を活用した御用材の伐り出しが盛んになりました。こうしたなか、それまで山手代の管轄だった根木口印入に、御山守
が立ち会うことが許されます。根木口印入は、枯損木の選り出しとセットで行われ
た重要な仕事でした。森林の状況を熟知した御山守が主導権を握り、御用材の伐り
出しの際、取り除くべき樹木と残すべき樹木を適切に選択することによって健全な
森林を育成させる、いわば森林の植生をコントロールする体制が創り出されたので
す。

またこの時期以降、尾張藩ではスギやヒノキ、クリなどの人工更新にも力が入れられ、しだいに森林に対するコントロールの度合いが強まっていきました。天然更新に対し、植林などの人工的な方法で次世代の森林を育てようとする人工更新には、目的に合わせて希望する樹種を育てることができるといふ利点があります。

木曾材木方は、信州側で集めさせた種子を御山守へ送り、苗木の育成や種子の直播をテストさせました。一方で木曾材木方は、御山守に命じて、三浦山・濃州三ヶ村からさまざま樹木の種子を調達させました。こうした取り組みには、信州本木曾地域と三浦山・濃州三ヶ村の各地から優れた種子を集め、より成長の良い樹木を育てようという意図があったものと考えられます。

宝暦年間（二七五―六四）から明和年間（二七四―七二）にかけては、枯損木を活用した御用材の伐り出しが盛んに行われたため、その伐採跡地に樹木の根元の部分が点々と残されました。こうした残材の利用跡や低木などの「下払」跡の一部には、御山守の指導のもと、村人によってスギやヒノキ、クリなどの苗木が植えられました。こうした跡地における苗木の植え付けには、森林の早期回復に加え、生育する樹種をコントロールする目的があったものと考えられます。

以上のように一八世紀の尾張藩では、森林の植生を人為的にコントロールしようとする志向が強まり、健全で目的に合った森林の育成がはかれるようになりまし

た。木曾山における森林の育成では、基本的に天然更新に依拠しつつも、枯損木の抜き伐りという人為的な干渉を加えることよって森林の若返りをはかるという方法がとられ、さらに一部の山々では、これに苗木の植え付けや種子の直播という、より人工的で積極的な方法も組み合わされるようになりました。一八世紀の木曾山では、天然林から人為的にコントロールされた天然生林^{てんねんせいりん}への移行が進み、一部の山々では人工林も創出されました。このような意味で、一八世紀の木曾山では、天然資源の人工資源化^がが進んだといえます。そして、こうした動きを最前線で支えたのが御山守だったのです。

本書では、一八世紀という時代に焦点をしぼり、とくに森林コントロールをキーワードにして、御山守の姿を描き出してみました。とはいえ、御山守の仕事は多岐^{たき}にわたり、内木家^{ないき}文書には歴代の御山守に関する古文書・記録類が、まだまだ山のように残されています。本シリーズでは、今後もこれらの文書を読み解き、さまざまに側面から御山守の姿を描き出していきます。

末筆となりましたが、日頃から多大なご協力をいただいている史料所蔵者の内木哲朗氏とご家族の皆様、講演会やワークショップなどで多数の貴重なご意見・ご助言をいただいている加子母^{かしも}地区の皆様、心より御礼申し上げます。

(芳賀和樹)

参考文献

大崎晃「木曾山における森林保護と巢山・留山再考―尾張藩の享保林政改革前を中心に―」(徳川林政史研究所『研究紀要』第41号、2007年)

大崎晃「木曾山庄屋の村外本伐請負と袖日用の出持―尾張藩享保林政改革を中心に―」(徳川林政史研究所『研究紀要』第43号、2009年)

太田尚宏「尾張藩『御山守』の職域形成と記録類」(『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』14号、2018年)
太田尚宏「宝暦期における尾張藩の御材木仕出と『三浦・三ヶ村御山守』―濃州三ヶ村の森林コントロールとの関連から―」(徳川林政史研究所『研究紀要』第52号(『金鯢叢書』第45輯所収)、2018年)

太田尚宏「『木曾五木』と濃州三ヶ村」(徳川林政史研究所編『江戸時代の森林と地域社会』徳川林政史研究所、2018年)

加子母村誌編纂委員会編『加子母村誌』(加子母村、1972年)

川名明ほか『造林学』(朝倉書店、1992年)

木下勇作・大住克博「発芽床としての蘚類の形態と状態がヒノキの発芽に与える影響」(『第129回日本森林学会大会学術講演集』2018年)

岐阜県編『岐阜県林業史』中巻(美濃国編)(岐阜県山林協会、1985年)

木村恵・山田浩雄・生方正俊「コナラ属樹種における種子の長期保存に関する問題点」(『森林遺伝育種』第4巻第3号、2015年)

杉村啓治「裏木曾三ヶ村と尾張藩社会」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』第1篇、清文堂出版、2001年)

田原昇「長崎奉行兼帯勘定奉行石谷清昌による差木事業―信州伊那山を事例に―」(徳川林政史研究所『研究紀要』第

39号、2005年)

田原昇「山村甚兵衛家による木曾山林支配の様相―御関所御預と植林との関係から―」(徳川林政史研究所『研究紀要』第41号、2007年)

田原昇「近世木曾山における『新規立林』成立の様相―百姓控山林と雑木植林に関する一考察―」(徳川林政史研究所『研究紀要』第42号、2008年)

千葉徳爾『増補改訂はげ山の研究』(そしえて、1991年)

徳川義親『木曾山』(私家版、1915年)

徳川林政史研究所編『徳川の歴史再発見 森林の江戸学』(東京堂出版、2011年)

徳川林政史研究所編『徳川の歴史再発見 森林の江戸学』Ⅱ(東京堂出版、2015年)

所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、1980年)

農商務省山林局編『日本樹木名方言集』(大日本山林会、1916年)

芳賀和樹「尾張藩の造林政策と『三浦・三ヶ村御山守』」(徳川林政史研究所『研究紀要』第53号)〔『金鯢叢書』第46輯所収〕、2019年)

山本英二「木曾林業にみる享保改革の歴史的位置」(徳川林政史研究所『研究紀要』第25号、1991年)

執筆者紹介

はが かず き
芳賀 和 樹

1986年山梨県生まれ。筑波大学大学院博士後期課程修了。

徳川林政史研究所非常勤研究員・東京大学大学院農学生命科学研究科助教。

《主要論文》

「近世阿仁銅山炭木山の森林経営計画—天保14年炭番山繰を中心に—」（『林業経済』Vol.64 No.7、2011年）

「19世紀の秋田藩林政改革と近代への継承」（『林業経済研究』Vol.58 No.1、2012年、共著）

「尾張藩の造林政策と『三浦・三ヶ村御山守』（徳川林政史研究所『研究紀要』第53号〔『金鯢叢書』第46輯所収）、2019年）

林政史ブックレット 尾張藩の林政と森林文化1

御山守の仕事と森林コントロール

令和2年3月31日発行

編集・発行 公益財団法人徳川黎明会 徳川林政史研究所

〒171-0031 豊島区目白3-8-11

電話 03(3950)0117

印刷・製本 株式会社 図書印刷 同朋舎

〒600-8805 京都市下京区中堂寺鎌田町2

電話 075(361)9121

ISBN 978-4-88604-036-7



公益財団法人徳川黎明会
徳川林政史研究所